

生ずるから、例外として建物所有者が自らその家屋を使用するとき、或は他に正當の事由がある場合には、賃貸契約の更新を要求されてもこれを拒絶することが出来るは勿論、又解約の中入れを爲しても差支へないことになつてゐる。

ところで、茲に問題となることは、その他正當の事由があれば、契約の更新を拒絶又は解約の申入れが許されるのであるが、正當の事由とは一體どんな事由を指すのであらうか、この條文には明かにされてゐないから、將來この點について相當問題を發生するのではないかと思はれる。然し正當の事由といふ點は一般社會常識で判斷し、決定するの外方法がないと思ふ。その社會常識と云つても、この改正借家法が制定公布された立法精神を篤と吟味するならば、發生することあるべき各々場合に應じ、公益第一主義を念頭において靜思するならば、自ら正當の事由は判然とし、徹底的に解決出来ることとなる。

二、賃貸借の期間満了前六ヶ月乃至一ヶ年内に、相手方に對して更新の拒絶、又は條件變更の通知を出さなければならぬことになつてゐる。

舊法に於ては、賃貸借の期間満了の後、賃貸人が建物の使用又は収益を繼續する場合に賃

貸人が遲滞なく異議を述べなかつたならば、前賃貸借と同一の條件を以て更に賃貸借を爲したるものと看做されたのであるが、改正法はこの規定を廢除し、左のやうな規定を設けられた。即ち、

「第二條當事者カ賃貸借ノ期間ヲ定メタル場合ニ於テ當事者カ期間満了前六月乃至一年內ニ相手ニ對シ更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非サレハ更新セサル旨ノ通知ヲ爲ササルトキハ期間満了ノ際前賃貸借ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ賃貸借ヲ爲シタルモノト看做ス」

「前項ノ通知ヲ爲シタル場合ト雖モ期間満了ノ後賃借人カ建物ノ使用又ハ収益ヲ繼續スル場合ニ於テ賃貸人カ遲滞ナク異議ヲ述ヘサリシトキ亦前項ニ同シ」

従つて改正借家法は、存續條件を、期間満了前の場合と期間満了後の場合との二つに區別してこれを規定されたのである。

#### (イ) 期間満了前の場合

借地借家法を通じ、當事者といふ用語は、借地法第五條と改正借家法第二條に在るのみであつて、こゝに當事者とは賃貸人、及び賃借人を指稱することは多言を要しないところである。

従つて貸貸人、賃借人を問はず當事者間に於て賃貸借の期間を定めた場合には、期間満了前六ヶ月乃至一年内に相手方に對して契約を更新しないとか、又は賃貸借條件を変更してくれないならば、契約を繼續しないといふ通知を出さなければならぬことになつた。若し契約の更新を希望しない貸貸人又は賃借人が、相手方にこの通知を出さなかつた場合には、賃貸借の期間満了前の契約條件と同一の條件で更に契約が存在するものと看做されるものである。

而して條件變更とは家賃の値上げ値下げ、賃貸借期間の延長短縮、疊、建具の負擔變更等いろ／＼な事項が條件となるであらうが、是等の條件は地代家賃統制令と直接の關係があるからかりに條件を変更するに非ざれば、契約の更新をしない旨の通知を發しても、その變更すべき條件は統制令に背反せざるものたることが肝要である。故に地代家賃統制令によれば、賃貸人は家賃を値上げすることは出来ない所であるから、統制令に反する條件を相手方に要求してもその効果はなく、本條の所謂條件を変更するのではないならば更新しない旨の通知を發したものと云ふことを得ないものと考へる。

(ロ) 期間満了後の場合

當事者が、賃貸借契約更新を拒絶する旨の通知を發し、又は條件を変更するに非ざれば契約の更新を爲さない旨の通知を發したる後、その建物賃貸借期間が満了したけれども、なほ賃借人が建物を使用又は収益を繼續する場合に、賃貸人が遅滞なく異議を述べなかつたときには、期間満了前の契約と同一條件で賃貸契約を繼續せるものと看做されるのである。

遅滞なく異議とは、社會觀念を以て遅滞の程度を決定するの外なしとは云つても、少くとも該家屋の賃料支拂期日の前までに異議を述ぶるに非ざれば、賃借人の地位は何時までも不安定であるのみならず、賃貸人は賃貸借契約上の權利を拋棄したものと看るのが社會生活に合致するを以て、法律はこのやうに、賃借人が期間満了前と同様、平穩に繼續して使用収益せる場合には、特にこれを保護するの必要があると解し、本條を制定して、以て賃貸人に怠慢による遅滞の責を負はしめたのは當然の事理であると考へるものである。

附錄 1

土地・家屋・農地關係法令

## 一、宅地建物價格統制令

(昭和十五年十一月二十日勅令  
第七百八十一號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三

百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)

第十九條ノ規定ニ基ク宅地、宅地ニ供セラ

ルル爲讓渡セララル宅地以外ノ土地及建物

ノ價額並ニ建物ノ所有ヲ目的トスル地上權

及土地賃借權ノ價格ニ關スル統制ハ本令ノ

定ムル所ニ依ル

第二條 宅地又ハ建物ノ價格ハ左ノ各號ニ掲

ケル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受

領スルコトヲ得ス但シ命令ノ定ムル所ニ依

リ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ行政官廳ノ許可

ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一、昭和十四年九月十八日以後有償行爲ニ

依リ取得シタル宅地又ハ建物ニ付テハ其

ノ對價ニ命令ノ定ムル額ヲ加算シタル額

二、前號ノ場合ヲ除ク外昭和十四年九月

十八日以後建築シタル建物ニシテ建築竣

成後使用又ハ收益ヲ爲シタルモノニ付テ

ハ其ノ建築費ニ命令ヲ以テ定ムル額ヲ加

算シタル額、建築竣成後使用及收益ヲ爲

ササルモノニ付テハ前段ノ額ニ命令ヲ以

テ定ムル利潤ヲ加算シタル額

第三條 前條ノ有償行爲、對價及建築費ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 第二條第一號ノ宅地若ハ建物又ハ同條第二號ノ建物ヲ讓渡スル場合ニ於テ其ノ宅地又ハ建物ノ價格ニ付取得若ハ建築ノ後減額スヘキ事由生シタルトキ又ハ其ノ價格ノ判定ヲ困難ナラシムル事由アルトキハ第五條ノ場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡人ニ於テ其ノ價格ニ付行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テハ宅地又ハ建物ノ價格ハ第二條ノ規定ニ拘ラス前項ノ規定ニ依ル認可アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ス

第一項ノ事由ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 宅地ノ分讓ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ分讓ヲ爲ス宅地ノ價格ニ付行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ宅地以外ノ土地ヲ宅地ト爲ス目的ヲ以テ分讓ヲ爲ス場合亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ土地ノ價格ハ第二條ノ規定ニ拘ラス前項ノ規定ニ依ル認可アリタル額ヲ超エテ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ス

第一項ノ認可ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ認可ヲ受ケタル價格其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項ヲ公示スヘシ

第六條 宅地以外ノ土地カ宅地ニ供セラルル爲讓渡セラルル場合ニ於テハ前條第一項ノ場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡

人又ハ讓受人ニ於テ其ノ土地ノ價格ニ付行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ讓渡ノ目的ヲ以テ宅地以外ノ土地ヲ宅地ニ變更シテ之ヲ讓渡スル場合亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ土地ノ價格ハ前項ノ規定ニ依ル認可アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ス

第七條 行政官廳ハ第二條但書ノ規定ニ依ル許可又ハ前三條ノ規定ニ依ル認可ニ關スル處分ニシテ事案ノ重要ナルモノハ宅地建物評價委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ爲スコトヲ要ス

宅地建物評價委員會ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第八條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス第二

條又ハ第四條乃至第六條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ宅地、建物ノ價格ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ宅地、建物其ノ場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムヘシ

第十條 前八條ノ規定ハ建物ノ所有ヲ目的トスル地上權又ハ土地賃借權ノ價格及土地又ハ建物ノ讓渡契約ニ附隨シテ定メラレタル營業、造作、附屬設備、附屬築造物其ノ他

財産上ノ利益ノ價格ニ之ヲ準用ス

第十一條 本令ニ於テ宅地トハ建物所有ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

本令ニ於テ分譲トハ讓渡セントスル自己又ハ他人ノ土地ヲ分割シテ讓渡スヘキ旨ヲ廣告シ之ヲ讓渡スルコトヲ謂フ

第十二條 宅地建物評價委員會ニ關スル規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セス

附 則

第十三條 本令ハ昭和十五年十一月二十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十二月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 第十五條ノ場合ヲ除クノ外本令施

行ノ際現ニ土地又ハ建物ニ付存スル讓渡契

約ニシテ其ノ目的物ニ付讓受人ノ權利ニ關ズル登記アリタルモノニ付テハ第二條、第四條及第六條ノ規定ハ之ヲ適用セス

前項ノ規定中土地ノ登記ニ關スル部分ハ南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セス

第十五條 本令施行ノ際現ニ行ハルル土地ノ分譲ニ關シテハ昭和十五年十二月三十一日

(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年一月三十一日)迄ハ第二條及第四條乃至第六條ノ規定ハ之ヲ適用セス

前項ノ場合ニ於テ昭和十五年十二月三十一日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年一月三十一日)迄ニ爲シタル土地分譲ノ契約ニシテ同日迄)ニ其ノ目的物

ニ付讓受人ノ權利ニ關スル登記アリタルモノ又ハ其ノ目的物ノ引渡ヲ完了シタルモノニ付テハ同日後ト雖モ第二條第四條乃至第六條ノ規定ハ之ヲ適用セス  
前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 前二條ノ規定ハ建物ノ所有ヲ目的トスル地上權又ハ土地賃借權ノ價格及土地又ハ建物ノ讓渡契約ニ附隨シテ定メラルル營業權、造作、附屬設備、附屬築造物其ノ他ノ財産上ノ利益ノ價格ニ之ヲ準用ス

## 二、宅地建物等價格統制令施行規則

(昭和十五年十一月二十一日)  
商工省令第九十五號

7.

第一條 宅地建物等價格統制令(以下令ト稱ス)第二條但書ノ許可ノ申請ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得  
一、讓渡人カ當該宅地ニ付著シキ改良工事ヲ爲シタルトキ

二、讓渡人カ當該建物ニ付増築又ハ改築ヲ爲シタルトキ  
三、其ノ他止ムヲ得サル事由アルトキ  
第二條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官

ニ提出スヘシ

一、申請人及讓渡又ハ讓受ノ相手方ノ氏名及住所（法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地並ニ代表者ノ氏名及住所）

二、宅地又ハ建物所在地ノ地番

三、宅地ニ在リテハ其ノ坪數、建物ニ在リテハ其ノ用途、構造、建坪及延坪

四、對價又ハ建築費

五、第三條第一項ニ規定スル額

六、讓渡又ハ讓受ノ價格

七、價格ノ支拂又ハ受領ノ方法其ノ他讓渡又ハ讓受ニ關スル條件

八、許可ヲ受ケントスル事由ノ詳細

第三條 令第二條第一號及第二號前段ノ規定

ニ依リ對價又ハ建築費ニ加算スル額ハ左ノ各號ニ該當スルモノニシテ讓渡人ニ於テ支出シタルモノノ額トス

一、登記ニ要シタル費用

二、不動産取得稅及同附加稅

三、建築稅

四、受益者負擔金

令第二條第二號後段ノ規定ニ依リ加算スル利潤ハ建築費ノ百分ノ七ニ相當スル額トス

第四條 令第三條ノ規定ニ依リ對價ノ範圍ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、賣買ニ依リ取得シタル宅地又ハ建物ニ在リテハ其ノ買入價格

二、交換ニ依リ取得シタル宅地又ハ建物ニ在リテハ當該交換ニ供セラレタルモノノ價

格

三、代物辨濟ニ依リ取得シタル宅地又ハ建物ニ在リテハ當該辨濟ニ因リ消滅セシメラレタル債權ノ價格

四、其ノ他ノ有價行爲ニ依リ取得シタル宅地又ハ建物ニ在リテハ出損シタル費用但シ登記ニ要シタル費用、不動産取得稅及同附加稅ヲ除ク

第五條 令第三條ノ規定ニ依リ建築費ノ範圍ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、建物ノ工事費（材料費ヲ含ム）

二、設計費及工事監督費

三、工事中ノ地代（自己ノ土地ニ建物ヲ建築シタル場合ニ在リテハ地代相當額）

四、工事中ノ火災保險料

第六條 令第四條第三項ノ規定ニ依リ同條第一項ノ事由ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、令第二條第一號ノ宅地若ハ建物又ハ同條第二號ノ建物ニ付讓渡人ニ於テ權利金其ノ他財産上ノ利益ヲ取得シタル場合

二、令第二條第一號ノ宅地若ハ建物又ハ同條第二號ノ建物ニ付讓渡人ニ於テ擔保權ヲ設定シタル場合

三、令第二條第一號ノ宅地若ハ建物又ハ同條第二號ノ建物カ改築其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ坪數ニ減少ヲ來シ又ハ其ノ構造ニ縮少ヲ來シタル場合

四、令第二條第一號ノ宅地若ハ建物又ハ同條第二號ノ建物ノ分割讓渡スル場合

五、令第二條第一號ノ宅地又ハ建物ノ對價

カ其ノ宅地又ハ建物以外ノモノノ對價ト結合シテ定メラレタル場合ニ於テ當該宅地又ハ建物ヲ獨立シテ讓渡スル場合

六、交換ニ依リ取得シタル令第二條第一號ノ宅地又ハ建物ヲ讓渡スル場合ニ於テ當該交換ニ供セラレタルモノカ有價證券以外ノモノナル場合

七、代物辨濟ニ依リ取得シタル令第二條第一號ノ宅地又ハ建物ヲ讓渡スル場合ニ於テ當該辨濟ニ依リ消滅セシメラレタル債權カ金錢ヲ目的トスル債權以外ノモノナル場合

第七條 令第四條第一項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官ニ提出スヘシ

一、申請人及讓受人ノ氏名及住所（法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地並ニ代表者ノ氏名住所）

二、讓渡スル宅地又ハ建物ニ關シ第二條第一號乃至第五號ニ掲ケタル事項

三、讓渡價格

四、價格ノ受領ノ方法其ノ他讓渡ニ關スル條件

五、認可ヲ受ケントスル事由ノ詳細

第八條 令第五條第一項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル申請書ヲ分讓廣告前豫メ分讓地所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スヘシ

一、申請人ノ氏名、職業及住所（法人ニ在リテハ其ノ名稱、業務ノ種類、主タル事

務所ノ所在地並ニ代表者ノ氏名及住所）

二、分讓地所有者ノ氏名及住所（法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地並ニ代表者ノ氏名住所）

三、分讓地ニ關スル分讓地所有者ト分讓者トノ間ニ於ケル委託其ノ他ノ關係

四、分讓地所在地ノ地番並ニ分讓地ノ地目及坪數

五、分讓地ノ取得原因及取得ノ日

六、分讓地ノ取得價格及申請ノ際ノ評價價格

七、分讓地ニ加ヘタル諸施設及其ノ費用

八、分讓區劃別ノ分讓價格

九、價格ノ受領ノ方法其ノ他ノ賣却條件

十、分讓期日

十一、分讓廣告ノ方法

十二、其ノ他分讓價格ヲ算出スルニ參考ト爲ルヘキ事項

前項ノ申請者ニハ分讓區劃ヲ明ナラシメ且分讓區劃別ノ分讓價格ヲ記載シタル分讓計畫圖面ヲ添附スルコトヲ要ス

第九條 令第五條第一項ノ認可ヲ受ケタル者ハ分讓地ノ見易キ箇所ニ左ニ掲ケタル事項ヲ表示スヘシ

一、前條第一項第一號、第二號、第四號、

第九號及第十號ニ掲ケタル事項

二、前條第二項ノ分讓計畫圖面

三、分讓地ニ加ヘタル諸施設

新聞紙、雜誌其ノ他ノ方法ニ依リ廣告スル場合亦前項ニ同シ但シ前項第二號ニ掲ケル



圖面ニ付テハ之ニ代ヘ認可ヲ受ケタル分讓  
價格ノ大要ヲ記載スルヲ以テ足ル

第十條 令第六條第一項ノ認可ヲ受ケントス  
ル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル申請書  
ヲ地方長官ニ提出スヘシ

一、申請人及讓渡又ハ讓受ノ相手方ノ氏名  
職業及住所（法人ニ在リテハ其ノ名稱、  
業務ノ種類、主タル事務所ノ所在地並ニ  
代表者ノ氏名及住所）

二、讓渡セラルル土地所在地ノ地番並ニ讓  
渡セラルル土地ノ地目及坪數

三、讓渡セラルル土地ノ取得原因及取得ノ  
日

四、讓渡セラルル土地ノ取得價格及申請ノ  
際ノ評價價格

五、讓渡又ハ讓受ノ價格

六、價格ノ支拂又ハ受領ノ方法其ノ他ノ讓  
渡又ハ讓渡ニ關スル條件

七、讓渡セラルル土地ノ使用目的

八、其ノ他讓渡價格ヲ算出スルニ參考ト爲  
ルヘキ事項

第十一條 令第二條但書ノ許可又ハ令第六條  
第一項ノ認可ハ讓渡人又ハ讓受人ノ何レカ  
一方ニ於テ之ヲ受クルヲ以テ足ル

第十二條 第二條、第七條、第八條及第十條  
ノ規定ニ依リ提出スヘキ申請書及之ニ添附  
スヘキ書類ハ各二通ヲ提出スヘシ

第十三條 地方長官必要アリト認ムルトキハ  
土地若ハ建物ノ讓渡人若ハ讓受人又ハ土地  
ノ分讓ヲ爲ス者ヲ指定シ其ノ第二條、第七

條、第八條又ハ第十條ノ規定ニ依リ提出ス  
ヘキ申請書及之ニ添附スヘキ書類ニ關シ別

段ノ指示ヲ爲スコトヲ得

地方長官必要アリト認ムルトキハ土地若ハ  
建物ノ讓渡人若ハ讓受人又ハ土地ノ分讓ヲ  
爲ス者ヲ指定シ本則ニ定ムルモノノ外必要  
ナル書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第十四條 令第九條第一項ノ行政官廳ハ商工  
大臣又ハ地方長官トス

同條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第十五條 前十四條ノ規定ハ建物ノ所有ヲ目  
的トスル地上權又ハ土地賃借權ノ價格及土  
地又ハ建物ノ讓渡契約ニ附隨シテ定メラル  
ル營業權、造作、附屬設備、附屬築造物其  
ノ他財産上ノ利益ノ價格ニ之ヲ準用ス

附 則

本則ハ昭和十五年十一月二十五日ヨリ之ヲ  
施行ス

別記様式（用紙ノ大サハ日本標準規格B八  
番ニ依ルモノトス）

第 號	官 氏 名
宅地建物等 價格統制令ニ基ク臨檢検査證	商 工 省 (廳 府 縣)
年 月 日 交 附	商 工 省 (廳 府 縣)

### 三、住宅供給特別措置要綱 (未發令)

一、政府は住宅供給の増加を圖るため必要に應じ左の措置を採り得るものとする事

(1) 一定員數以上の勞務者等を使用する工場、事業場其の他の施設の經營者に對しその使用人のため必要な住宅の建築を命ずること、この場合に於てその命令に違反し住宅の建築をなさざるときは當該施設の使用を制限または禁止するを得るものとする事

(2) 住宅營團、地方公共團體等に對し住宅の建築を命ずること、この場合においてその命令により通常生すべき損失については、政府は住宅損失補償審査會(假稱)の議を経てこれを補償するものとする事

(3) 前二項の場合において政府は建築に要する資材の配給、資金の融通等につき必要な援助を與ふるものとする事

二、政府は現存の住居用建物を有効に利用するため必要に應じ當該建物の所有者に對し左の措置を採り得るものとする事

(1) 住宅用建物を取毀しまたはこれを住居以外の用途に供することを禁止又は制限すること

(2) 住居用建物として現に空家またはこれに準ずる状態にあるものは住居の用に供すべきことを命ずること

(3) 住居用建物にして現に空家若はこれに準ずる状態にあるものまたは現に住居以外の用途に供せらるるものを徵用してこれが管理を住宅營團、地方公共團體等になさしむること、この場合においてその徵用により通常生すべき損失については、政府は住宅損失補償審査會(假稱)の議を経てこれを補償するものとする事

(4) 前二項による命令または徵用を爲さんとするときは住宅管理委員會(假稱)に諮問することを命ずるものとする事

### 四、住宅營團法

(昭和十六年三月六日公布  
法律第四十六號)

#### 第一章 總 則

#### 第一條 住宅營團ハ勞務者其ノ他庶民ノ住宅

ノ供給ヲ圖ルコトヲ目的トス

住宅營團ハ法人トス

第二條 住宅營團ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク

住宅營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 住宅營團ノ資本金ハ一億圓トス

第四條 政府ハ一億圓ヲ住宅營團ニ出資スヘシ

政府ハ土地ヲ以テ出資ノ目的ト爲スコトヲ得

第五條 住宅營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スヘシ

一、目的

二、名稱

三、事務所ノ所在地

四、資本金額及資産ニ關スル事項

五、役員及會議ニ關スル事項

六、業務及其ノ執行ニ關スル事項

七、住宅債券ノ發行ニ關スル事項

八、會計ニ關スル事項

九、公告ノ方法

十、定款變更ノ方法

定款ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第六條 住宅營團ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項ハ登記ノ後ニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七條 住宅營團ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セス

## 第二章 役員

第十一條 住宅營團ニ理事長、副理事長各一人、理事四人以上及監事二人以上ヲ置ク

理事長ハ住宅營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ住宅營團

ヲ代表シ理事長ヲ輔佐シテ住宅營團ノ業務

ヲ掌理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務

ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行

フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ住宅營團ヲ代

表シ理事長及副理事長ヲ輔佐シテ住宅營團

ノ業務ヲ掌理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長及副理

北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準スヘキ

モノハ住宅營團ノ事業、建物ノ建設若ハ取

得又ハ土地ノ取得ニ對シテハ地方稅ヲ課ス

ルコトヲ得ス但シ住宅營團ノ事業ニ對シテ

ハ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大藏大臣ノ

認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラス

第八條 住宅營團ニ付解散ヲ必要トスル事由

發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ

別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 住宅營團ニ非サル者ハ住宅營團ナル

名稱ヲ用フルコトヲ得ス

第十條 民法第四十四條、第五十條、第五十

四條、第五十五條及第五十七條並ニ非訟事

件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ住宅營

團ニ之ヲ準用ス

事長共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ  
理事長及副理事長共ニ缺員ノトキハ其ノ職  
務ヲ行フ

監事ハ住宅營團ノ業務ヲ監査ス

第十二條 理事長、副理事長、理事及監事ハ  
主務大臣之ヲ命ス

理事長、副理事長及理事ノ任期ハ三年、監  
事ノ任期ハ二年トス

第十三條 理事長、副理事長及理事ハ定款ノ  
定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ  
一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限  
ヲ有スル代理人ヲ選定スルコトヲ得

第十四條 理事長、副理事長及理事ハ他ノ職  
業ニ從事スルコトヲ得ス但シ主務大臣ノ認  
可ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニアラス

第十五條 住宅營團ニ評議員若干人ヲ置キ主  
務大臣之ヲ命ス

評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ  
付理事長ノ諮問ニ應シ必要アルトキハ之ニ  
對シ意見ヲ述フルコトヲ得

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

### 第三章 業務

第十六條 住宅營團ハ左ノ業務ヲ行フ

一、住宅ノ建設及經營

二、住宅ノ建設及經營ノ受託

三、一團地ノ住宅ノ建設又ハ經營ノ場合ニ  
於ケル水道、乗合自動車、市場、食堂、  
浴場、保育所、投產場、集會所其ノ他ノ

施設ノ建設及經營

四、住宅ノ建設ノ爲ニスル資金ノ貸付

### 五、住宅ノ賣買及貸借ノ仲介

#### 六、前各號ノ業務ニ附帶スル事業

第十七條 住宅營團ハ其ノ住宅及前條第三號  
ノ施設ノ用ニ充ツル爲必要ナル土地又ハ土  
地ニ關スル所有權以外ノ權利ヲ收用又ハ使  
用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ  
土地收用法ヲ適用ス

第一項ノ規定ニ依リ收用又ハ使用シタル土  
地又ハ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ノ處  
分及管理ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ  
之ヲ定ム

第十八條 北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ  
準スヘキモノノ所有ニ屬スル土地ハ隨意契  
約ニ依リ住宅營團ニ之ヲ讓渡又ハ貸付スル

コトヲ得

### 第四章 住宅債券

第十九條 住宅營團ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ  
限り住宅債券ヲ發行スルコトヲ得

第二十條 住宅債券ハ額面金額五十圓以上ト  
シ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者  
ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

住宅債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スル  
コトヲ得

第二十一條 住宅營團ハ住宅債券借換ノ爲一  
時第十九條ノ制限ニ依ラス住宅債券ヲ發行  
スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ住宅債券ヲ發行シタルト  
キハ發行後一月以内ニ其ノ發行額面金額ニ  
相當スル舊住宅債券ヲ償還スヘシ

第二十二條 政府ハ住宅債券ノ元本ノ償還及

利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得

第二十三條 住宅債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十四條 住宅營團ニ於テ住宅債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十五條 住宅債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第二十六條 住宅債券ノ所有者ハ住宅營團ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先ンシ自己ノ債券ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス  
前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨クルコトヲ得ス

第二十七條 所得税法及有價證券移轉税法中

國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ住宅債券ニ之ヲ準用ス

第二十八條 本章ニ規定スルモノヲ除クノ外住宅債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

#### 第五章 會計

第二十九條 住宅營團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス

第三十條 住宅營團ハ每事業年度ニ於ケル剩餘金中ヨリ勅令ヲ以テ定ムル積立金ヲ控除シテ猶殘額アルトキハ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ得但シ拂込ミタル出資額ニ對シ年三分五厘ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ス

第三十一條 住宅營團ハ左ノ方法ニ依ルノ外

業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ス

一、國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受

ケタル有價證券ノ取得ヲ爲スコト

二、大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金トナスコト

第三十二條 住宅營團ハ設立ノ時及每事業年度ノ初ニ於テ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備ヘ置クコトヲ要ス

債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲クル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

#### 第六章 監督

第三十三條 住宅營團ハ主務大臣之ヲ監督ス  
第三十四條 住宅營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ

得ス

第三十五條 住宅營團ハ每事業年度ノ初ニ於テ事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第三十六條 主務大臣ハ住宅營團ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、檢査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 主務大臣ハ特ニ住宅營團監理官ヲ置キ住宅營團ノ業務ヲ監視セシム

住宅營團監理官ハ何時ニテモ住宅營團ノ業務及財産ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得  
住宅營團監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ住宅營團ニ命シテ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

住宅營團監理官ハ住宅營團ノ諸般ノ會議ニ

出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十八條 役員カ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

### 第七章 罰 則

第三十九條 左ノ場合ニ於テハ住宅營團ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

- 一、本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケサルトキ
- 二、本法ニ規定セサル業務ヲ營ミタルトキ
- 三、第十九條又ハ第二十一條第二項ノ規定ニ違反シ住宅債券ノ發行ヲ爲シ又ハ償還

ヲ爲ササルトキ

四、第三十一條ノ規定ニ違反シ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ

五、主務大臣ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

六、第三十七條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル住宅營團監理官ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ命スル報告ヲ爲ササルトキ

第四十條 左ノ場合ニ於テハ住宅營團ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

- 一、本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

二、第三十二條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備ヘ

置カサルトキ、其ノ書類ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ

第四十一條 第九條ノ規定ニ違反シ住宅營團ナル名稱ヲ用ヒタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

### 附 則

第四十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條 主務大臣ハ設立委員ヲ命シ住宅營團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第四十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四十五條 定款ニ付主務大臣ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資ノ第一回

ノ拂込ミヲ稟請スヘシ

第四十六條 出資ノ第一回ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ住宅營團理事長ニ引續クヘシ

第四十七條 住宅營團ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スニ依リテ成立ス

第四十八條 登録税法中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「蠶糸共同施設組合」ノ上ニ「住宅營團」ヲ「蠶糸業法」ノ上ニ「住宅營團法」ヲ加フ同條第十八號中「庶民金庫」ノ下ニ「又ハ住宅營團」ヲ加ヘ「業務」ヲ事務所ニ改ム

同條ニ左ノ一號ヲ加フ

十九 住宅營團カ住宅營團法第十六條第一號、第三號又ハ第四號ノ業務ノ爲ニスル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

## 五、貸家組合法

第四十九條 印紙稅法中左ノ通改正ス  
第五條第七號ノ前ニ左ノ一號ヲ加フ  
六ノ四 住宅營團ノ業務ニ關スル證書帳簿及住宅債券

(昭和十六年三月六日公布)  
法律第四十七號

### 第一章 總 則

第一條 貸家組合ハ其ノ組合員ニ對シ貸家供給ヲ圓滑ナラシメ及組合員ノ貸家ノ經營ノ適正ヲ圖ルコトヲ目的トス  
貸家組合ハ貸家ノ所有者及貸家ノ所有者ニ非スシテ貸家ノ經營ヲ爲ス者ヲ以テ之ヲ組織ス

貸家組合ハ法人トス  
貸家及貸家ノ所有者ニ非スシテ貸家ノ經營ヲ爲ス者ノ範圍ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第二條 貸家組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得  
一、組合員ノ貸家ノ建設ニ必要ナル土地及資材ノ取得其ノ他貸家ノ建設ニ關スル共

### 同施設

二、組合員ノ貸家ノ賃貸料ノ取立、修繕其ノ他貸家經營ニ關スル共同施設  
三、組合員ノ貸家ニ關スル斡旋所ノ設置  
四、組合員ノ賃貸條件其ノ他貸家ノ經營ニ關スル統制  
五、組合員ノ貸家ノ建設及經營ニ關スル指導、研究、調査其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業  
組合ハ前項ノ事業ノ外貸家ノ建設及經營並ニ組合員ニ對スル其ノ貸家建設ノ爲必要ナル資金ノ貸付及組合員ノ爲ニスル其ノ貸家建設ニ關スル債務ノ保證ヲ併セ行フコトヲ得  
第一項第一號乃至第三號ノ施設ハ命令ノ定

ムル所ニ依リ組合ニ非サル者ヲシテ之ヲ利用セシムルコトヲ得  
第三條 貸家組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ貸家ノ賃貸條件其ノ他貸家ノ經營ニ關スル統制ヲ行フ場合ニ於テハ總會ノ議決ヲ經テ之ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ其ノ規定ヲ變更セントスル場合亦同シ  
第四條 行政官廳貸家ノ供給ノ圓滑又ハ經營ノ適正ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ貸家組合ニ對シ必要ナル事業ヲ命スルコトヲ得  
第五條 行政官廳貸家ノ經營ノ適正ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ貸家組合ノ組合員又ハ其ノ組合ノ組合員ニ非スシテ其ノ

組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ組合ノ統制ニ從フヘキコトヲ命スルコトヲ得

第六條 貸家組合ハ其ノ名稱中ニ貸家組合ナル文字ヲ用フヘシ

貸家組合ニ非サル者ハ貸家組合ナル名稱ヲ用フルコトヲ得ス

第七條 貸家組合ノ住所ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

第八條 貸家組合ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項ハ登記ノ後ニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第九條 貸家組合ニハ所得稅、法人稅及營業

稅ヲ課セス

北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準スヘキモノハ貸家組合ノ貸家ノ建設若ハ取得又ハ其ノ貸家用地ノ取得ニ對シテ地方稅ヲ課スルコトヲ得ス

## 第二章 設 立

第十條 貸家組合ヲ設立セントスルトキハ發起人ハ警察署ノ管轄區域其ノ他適當ナル地域ニ依リ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ノ過半數(土地ノ情況其ノ他ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ以テ其ノ數ヲ減スルコトヲ得)ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ行政官廳ニ設立ノ認可ヲ申請スヘシ

前項ノ同意ヲ得ルコト能ハサルトキト雖モ特別ノ事由アル場合ニ於テハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ創立總會ヲ招集スルコトヲ得

第十一條 貸家組合ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一、目的
- 二、名稱
- 三、地區
- 四、事務所ノ所在地
- 五、組合員タル資格ニ關スル規定
- 六、組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
- 七、出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法
- 八、剩餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル規定
- 九、準備金ノ額及其ノ積立ノ方法
- 十、組合員ノ權利義務ニ關スル規定

十一、事業及其ノ執行ニ關スル規定

十二、役員ニ關スル規定

十三、會議ニ關スル規定

十四、會計ニ關スル規定

十五、存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

第十二條 貸家組合設立當時ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ創立總會ニ於テ之ヲ議決スヘシ

第十三條 貸家組合設立當時ノ理事及監事ハ創立總會ニ於テ設立同意者(發起人ヲ含ム以下同シ)又ハ設立同意者タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任スヘシ  
特別ノ事由アルトキハ前項ノ理事又ハ監事ハ同項ニ該當セサル者ヨリ之ヲ選任スルコ



トヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ選任ニ付行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第十四條 創立總會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ設立同意者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十五條 設立同意者ハ創立總會ニ於テ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ提出スヘシ

第十六條 貸家組合ハ主タル事務所ノ所在地

ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第十七條 産業組合法第十條、第十一條第一項及第十二條ノ規定ハ貸家組合ノ設立ニ之ヲ準用ス

### 第三章 組合員ノ權利義務

第十八條 組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ

第十九條 組合員ノ責任ハ第二十條ノ規定ニ依ル費用負擔ノ外其ノ出資額ヲ限度トス

貸家組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全員カ其ノ出資額ノ外一定ノ金額（保證金額）ヲ限度トシテ責任ヲ負擔スルモノト爲スコトヲ得

第二十條 貸家組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ經費ヲ組合員ニ分賦スルコトヲ得

第二十一條 持分カ數人ノ共有ニ存スルトキハ共有者ハ組合員ノ權利ヲ行使スヘキ者一人ヲ定ムルコトヲ要ス

組合員ノ權利ヲ行使スヘキ者ナキトキハ共有者ニ對スル組合ノ通知又ハ催告ハ其ノ一

人ニ對シテ之ヲ爲スヲ以テ足ル共有者ハ組合ニ對シ連帶シテ組合員ノ義務ヲ負フ

### 第四章 管 理

第二十三條 貸家組合ニハ理事及監事ヲ置ク

ヘシ

理事及監事ハ總會ニ於テ組合員又ハ組合員タル法人ノ業務 執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任ス

特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ前項

ニ該當セサル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ其ノ選任ニ付行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第一項ノ規定ニ依ル役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

第二十四條 組合員ハ總會ニ於テ各一箇ノ議

決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人

ニ付議決權總數ノ十分ノ三ヲ超エサル範圍内ニ於テ出資口數ニ應シ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得

第二十五條 組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト

看做ス  
代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ差出

スヘシ

第二十六條 經費ヲ組合員ニ分賦スル貸家組合ニ在リテハ其ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ總會ノ議決ヲ經ヘシ

第二十七條 民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條第

五十九條第六十一條第一項第六十二條第六十四條乃至第六十六條並ニ産業組合法第二十六條乃至第三十一條ノ三第三十三條第三十四條ノ二乃至第三十六條第三十八條ノ二乃至第四十八條ノ二第六十條ノ二及第六十八條ノ規定ハ貸家組合ノ管理ニ之ヲ準用ス但シ民法第五十九條中主務官廳トアリ並ニ産業組合法第三十九條第三項及第六十條ノ二中地方長官トアルハ行政官廳トス

#### 第五章 加入及脱退

第二十八條 組合員タル資格ヲ有スル者貸家組合ニ加入セントスルトキハ組合ハ正當ノ理由ナクシテ加入ニ困難ナル條件ヲ附シ又ハ其ノ加入ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十九條 貸家ト爲ス目的ヲ以テ家屋ノ建

築ヲ爲サントスル者ハ第一條第二項ノ規定ニ拘ラス貸家組合ニ加入スルコトヲ得前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル加入ニ之ヲ準用ス

第三十條 組合員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間前ニ豫告ヲ爲シ貸家組合ノ承諾ヲ得タル場合ニハ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得

組合ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

第三十一條 産業組合法第五十一條(第三號及第四號ヲ除ク)及第五十二條乃至第五十八條ノ規定ハ組合員ノ脱退ニ之ヲ準用ス

#### 第六章 解散及清算

第三十二條 貸家組合ハ左ノ事由ニ因リテ解

散ス

一、定款ニ定メタル事由ノ發生

二、總會ノ決議

三、組合ノ合併

四、組合ノ破産

第三十三條 民法第七十條並ニ産業組合法第六十二條第二項第六十三條ノ二乃至第六十五條及第六十七條ノ規定ハ貸家組合ノ解散ニ、民法第七十三條乃至第七十六條及第七十八條乃至第八十三條、非訟事件手續法第三十六條第一項、第三百三十七條及第三百三十八條並ニ産業組合法第七十條乃至第七十三條ノ規定ハ貸家組合ノ清算ニ之ヲ準用ス但シ産業組合法第六十五條中地方長官トアリ及民法第八十三條中主務官廳トアルハ行政

官廳トス

#### 第七章 監督

第三十四條 行政官廳ハ貸家組合ニ對シ事業及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 第五條ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ行政官廳必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ日出ヨリ日没迄ノ間貸家共ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査ヲ爲サシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ證スル證券ヲ携帯セシムヘシ

第三十六條 行政官廳必要アリト認ムルトキ

ハ貸家組合ニ對シ經費ノ收支豫算、其ノ分賦收入方法、定款又ハ第三條ノ規程ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第三十七條 貸家組合ノ事業若ハ組合財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ行爲方法令、定款若ハ行政官廳ノ命令ニ違反シタルトキ若ハ公益ヲ害スル虞アルトキハ行政官廳ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一、總會ノ決議ノ取消
- 二、役員ノ解任
- 三、組合ノ事業ノ停止
- 四、組合ノ解散

#### 第八章 貸家組合聯合會

第三十八條 貸家組合聯合會ハ所屬ノ貸家組

合及貸家組合聯合會ノ共同ノ目的ヲ達スル爲之ヲ設立スルコトヲ得

聯合會ハ貸家組合又ハ貸家組合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス  
聯合會ハ法人トス

第三十九條 貸家組合聯合會ヲ設立セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ所屬ノ各組合及聯合會ニ於テ選任スル創立委員ハ創立委員會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ行政官廳ニ設立ノ認可ヲ申請スヘシ

第四十條 貸家組合ニ關スル規定（第十條及第二十九條ノ規定並ニ第二十七條ノ規定ニ依リ準用スル産業組合法第三十八條ノ二ノ規定ヲ除ク）並ニ産業組合法第七十七條第

三項、第七十八條及第七十九條第一項ノ規定ハ貸家組合聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第二

條第三條及第五條中組合員トアルハ所屬ノ組合、聯合會及組合法第十三條第一項中設立同意者（發起人ヲ含ム以下同シ）又ハ設立同意者タル法人ノ業務ヲ執行スル役員トアルハ所屬ノ組合及聯合會ノ理事又ハ監事第十五條第一項中設立同意者トアルハ所屬ノ組合聯合會、第二十三條第二項中組合員又ハ組合員タル法人ノ業務ヲ執行スル役員トアルハ所屬ノ組合及聯合會ノ理事又ハ監事トス

#### 第九章 貸室組合及貸室組合聯合會

第四十一條 貸室組合ハ其ノ組合員ニ對シ貸室ノ供給ヲ圓滑ナラシメ及組合員ノ貸室ノ

經營ノ適正ヲ圖ルコトヲ目的トス

貸室組合ハ貸室ノ所有者及貸室ノ所有者ニ非スシテ貸室ノ經營ヲ爲ス者ヲ以テ之ヲ組織ス

貸室組合ハ法人トス

貸室及貸室ノ所有者ニ非スシテ貸室ノ經營ヲ爲ス者ノ範圍ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 貸室組合聯合會ハ所屬ノ貸室組合及貸室組合聯合會ノ共同ノ目的ヲ達スル爲之ヲ設立スルコトヲ得

聯合會ハ貸室組合又ハ貸室組合聯合會ヲ以テ組織ス  
聯合會ハ法人トス

貸室組合聯合會ニ關スル規定ハ貸室組合聯

合會ニ之ヲ準用ス

第十章 罰 則

第四十三條 左ノ場合ニ於テハ貸室組合ノ理事、監事又ハ清算人ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

- 一、本法ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケサリシトキ
- 二、本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ
- 三、行政官廳若ハ裁判所又ハ總會若ハ總會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ
- 四、本法ニ依リ行政官廳又ハ裁判所ノ爲ス検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタルトキ

五、本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サス其ノ他行政官廳ノ命令又ハ處分ニ從ハサルトキ

- 六、本法ニ違反シ總會又ハ總會ノ招集ヲ怠リタルトキ
- 七、本法ニ違反シ書類ヲ備ヘ置カサルトキ其ノ書類ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ
- 八、本法ニ違反シ組合カ組合員ノ持分ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキ
- 九、本法ニ違反シ破産ノ宣告ヲ請求セサルトキ
- 十、本法ニ違反シ出資一口ノ金額若ハ保證

金額ヲ減少シ第三十一條ノ規定ニ依リ準用スル産業組合法第五十八條ノ責任期間ノ短縮ヲ爲シ又ハ組合ノ合併ヲ爲シタルトキ

- 十一、本法ニ違反シ公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ
- 十二、清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シ辨濟ヲ爲シ又ハ組合財産ノ分配ヲ爲シタルトキ
- 十三、法令又ハ定款ニ違反シ剩餘金ヲ處分シタルトキ
- 十四、組合ノ目的ニ非サル營利事業ヲ爲シタルトキ

第四十四條 第六條第二項ノ規定（第四十條第四十一條第四項及第四十二條第四項ノ規

定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處ス

第四十五條 第五條ノ規定（第四十條第四十一條第四項及第四十二條第四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ニ依リ行政官廳ノ命令ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ貸家又ハ貸室ノ經營ニ關シ前項ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第四十六條 前條ノ罰則ハ其ノ者カ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナ

ルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ  
營業ニ關シ成年人者ト同一ノ能力ヲ有スル未  
成年者ニ付テハ此ノ限りニ在ラス

第四十七條 正當ノ理由ナクシテ第三十五條  
第一項ノ規定(第四十條、第四十一條第四  
項及第四十二條第四項ノ規定ニ依リ準用ス  
ル場合ヲ含ム)ニ依ル當該官吏ノ臨檢又ハ  
檢査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ五百  
圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十八條 貸家組合ノ理事、監事又ハ清算  
人其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要  
求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ  
處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲  
ヲ爲ササルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス  
前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒

收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト  
能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第四十九條 本條第一項ニ掲クル者ニ對シ賄  
賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以  
下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其  
ノ刑ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得

第五十條 第四十八條ニ掲クル罪ハ刑法第四  
條ノ例ニ從フ

附 則

第五十一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之  
ヲ定ム

第五十二條 本法施行ノ際貸家組合ニ非スシ  
テ貸家組合ナル名稱ヲ用フル者ハ本法施行  
後六月以内ニ其ノ名稱ヲ變更スルコトヲ要

ス

第五十三條 第四十四條ノ規定ハ前條ノ期間  
内之ヲ前條ニ掲クル者ニ適用セス  
第五十四條 登録税法中左ノ通改正ス  
第十九條中「第十一號」ノ下ニ「第十一號  
ノ三」ヲ加フ

同條第七號中「又ハ自動車運送事業組合聯  
合會」ヲ「自動車運送事業組合聯合會、貸  
家組合、貸家組合聯合會、貸室組合又ハ貸  
室組合聯合會」ニ「又ハ自動車交通事業法  
」ヲ「自動車交通事業法又ハ貸家組合法」  
ニ改ム

同條第十一號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ  
十一ノ二 貸家組合又ハ貸室組合カ貸家又  
ハ貸室用建物ノ供給ノ爲ニスル抵當權ノ取

得ノ登記

十一ノ三 貸家若ハ貸室用建物又ハ其ノ用  
地ニ付貸家組合員又ハ貸室組合員カ其ノ所  
屬組合ヨリノ權利ノ取得ノ登記

第五十五條 印紙税法中左ノ通改正ス  
第四條第一項第十二號中「又ハ自動車運送  
事業組合聯合會」ヲ「自動車運送事業組合  
聯合會、貸家組合、貸家組合聯合會、貸室  
組合又ハ貸室組合聯合會」ニ改ム

第五十六條 特別法人税法中左ノ通改正ス  
第二條第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ  
一ノ二 貸家組合、貸家組合聯合會、貸室  
組合及貸室組合聯合會

## 六、地代家賃統制令

(昭和十五年十月十六日)  
勅令第六百七十八號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三

百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同シ)

第十九條ノ規定ニ基ク地代及家賃ニ關スル

統制ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ借地トハ建物所有ノ目的

ヲ以テ賃借セラレ又ハ地上權ヲ設定セラレ

タル土地ヲ謂ヒ、借家トハ賃借セラレル建

物(建物ノ一部タル室ヲ含ム)ヲ謂フ

第三條 借地又ハ借家ノ貸主(以下單ニ貸主

ト稱ス)ハ借地又ハ借家ニ付左ノ各號ニ規

定スル地代又ハ家賃ヲ超エテ地代又ハ家賃

ヲ定ムルコトヲ得ス

一、昭和十三年八月四日以後本令施行前ニ

地代又ハ家賃アリタルモノニ付テハ本令

施行前ニ於ケル最後ノ地代又ハ家賃

二、前號ニ該當セサル場合ニ於テ本令施行

後ニ於ケル最後ノ地代又ハ家賃アルニ至

リタルモノニ付テハ本令施行後ニ於ケル

最初ノ地代又ハ家賃

前項第二號ニ規定スル地代又ハ家賃アルニ

至リタルトキハ貸主ハ之ヲ地方長官ニ届出

ツヘシ

第四條 厚生大臣ノ定ムル事由アル場合ニ於

テ地方長官ノ許可アリタルトキハ貸主ハ前

條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ヲ超

エテ地代又ハ家賃ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ定メタル地代又ハ家賃ハ

前條第一項及前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之

ヲ前條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃

ト看做ス

第五條 第三條第一項第二號ニ規定スル地代

又ハ家賃ニ付テハ厚生大臣其ノ適正標準ヲ

定ム

第六條 地方長官第三條第一項第一號ニ規定

スル地代若ハ家賃方著シク不當ナリト認ム

ルトキ又ハ同項第二號ニ規定スル地代若ハ

家賃方前條ノ適正標準ニ照シ不當ナリト認

ムルトキハ貸主ニ對シ地代又ハ家賃ノ減額

ヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令ニ依リ減額シタル地代又ハ家賃

ハ第三條第一項及第四條第一項ノ規定ノ適

用ニ付テハ之ヲ第三條第一項各號ニ規定ス

ル地代又ハ家賃ト看做ス

第七條 貸主地代又ハ家賃ノ定ニ付左ノ各號

ノ一ニ該當スル變更ヲ爲サントスルトキハ

地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

一、金納ヲ物納ニ改メ其ノ他確定金額ヲ以

テ定ムルモノヲ確定金額以外ノ方法ヲ以

テ定メントスルトキ

前項ノ許可ヲ受ケテ變更シタル地代又ハ家

賃ハ第三條第一項及第四條第一項ノ規定ノ

適用ニ付テハ之ヲ第三條第一項各號ニ規定

スル地代又ハ家賃ト看做ス

第八條 下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ類スル借家ニ付貸主ノ組合其ノ他之ニ準スルモノ家賃ノ基準及其ノ借家ノ條件ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ第三條第一項及第四條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ基準及條件ニ依リ定ムル家賃ヲ以テ第三條第一項各號ニ規定スル家賃ト看做ス

第九條 地方長官必要アリト認ムルトキハ第四條第一項若ハ第七條第一項ノ許可又ハ前條ノ認可ニ制限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得第十條 地方長官第四條第一項、第六條第一項、第七條第一項又ハ第八條ノ規定ニ依リ許可、認可又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ地代家賃審査會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

地代家賃審査會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十一條 地方長官必要アリト認ムルトキハ貸主ニ對シ地代若ハ家賃ニ關スル帳簿ノ作成ヲ命シ又ハ下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ類スル借家ニ付家賃其ノ他ノ條件ヲ借家ノ見易キ箇所ニ揭示スヘキコトヲ命スルコトヲ得

第十二條 地方長官必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ借地又ハ借家ニ關シ貸主、貸主ノ組合其ノ他之ニ準スルモノ若ハ借主ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ日出ヨリ日没迄ノ間、借地借家其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ借地、借家ノ契約書、帳簿其ノ他ノ物件ヲ檢

査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムヘシ

第十三條 第三條、第四條、第六條、第九條及第十條ノ規定ハ敷金修繕費ノ負擔其ノ他地代又ハ家賃以外ノ借地又ハ借家ノ條件ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

第十四條 貸主ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス第三條第一項（前條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條 本令ハ國又ハ道府縣カ貸主タル借地又ハ借家ニ付テハ之ヲ適用セス

第十六條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在

リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督樺太ニ在リテハ樺太長官、南洋群島ニ在リテハ南洋長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方官トシ昭和十三年八月四日トアルハ朝鮮ニ在リテハ昭和十三年十二月三十一日、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年九月十八日トス

朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ地代家賃審査會ニ關スル規定ハ之ヲ適用セス

附 則

第十七條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年勅令第七百四號地代家賃統制令（以下舊令ト稱ス）ハ昭和十六年六月三十日迄其ノ効力ヲ有ス

但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第十九條 舊令ニ基キテ爲シタル許可、命令又ハ許可申請ハ之ヲ本命令ニ基キテ爲シタル許可、命令又ハ許可申請ト看做ス

第二十條 舊令第十三條、第十四條第一項及

第十五條ノ規定ハ昭和十五年十月十九日（朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年六月三十日）後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第二十一條 舊令第十三條ニ規定スル借地又ハ借家ニ付本命施行後地代又ハ家賃ノ回復セラレタル場合ニ於テハ其ノ回復セラレタル地代又ハ家賃ヲ以テ第三條第一項第一號ニ規定スル地代又ハ家賃ト看做ス

第二十二條 本令施行後舊令第十四條第一項ノ裁判、和解又ハ調停ニ依リ増額セラレタル地代又ハ家賃ハ之ヲ第三條第一項第一號ニ規定スル地代令ハ家賃ト看做ス

第二十三條 第六條ノ規定ハ舊令第十四條第

一項ノ裁判、和解又ハ調停ニ依リ増額セラレタル地代又ハ家賃ニ付テハ之ヲ適用セス  
第二十四條 前三條ノ規定ハ舊令第十五條ニ規定スル場合ニ付之ヲ準用ス

△參 照

昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國

家總動員法抄錄

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格運送賃、保管料、保險料、賃賃料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

七、地代家賃統制令施行規則

（昭和十五年十月十九日  
厚生省令第四十七號）

第一條 地代家賃統制令（以下令ト稱ス）第三條第二項ノ規定ニ依ル届出ハ地代又ハ家賃アルニ至リタルトキヨリ十四日以内ニ左ニ掲クル書類及圖面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ  
一、地代届又ハ家賃届（様式第一號）

二、借地ニ在リテハ位置及敷地、借家ニ在リテハ位置、敷地及間取ヲ示ス平面略圖  
三、其ノ他參考トナルヘキ書類又ハ圖面アルトキ其ノ書類又ハ圖面

第二條 令第四條第一項ノ事由アル場合トハ



左ノ各號ノ一ニ該當スルニ因リ令第三條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃カ著シク低額ナリト認メラルル場合トス

一、貸主ニ於テ借地ニ付改良工事ヲ施行シ又ハ借家ニ付増築若クハ改造ヲ爲シタルトキ

二、借地又ハ借家ニ對スル租稅其ノ他ノ公課ノ増課アリタルトキ

三、下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ對スル借家ニ付光熱費、消耗品費等ノ供益費ノ増嵩スルニ至リタルトキ

四、裸貸ヲ附貸ニ改ムル等借主ノ利益ニ借地又ハ借家ノ條件ヲ改メタルトキ

五、前各號ニ準スル事情其ノ他特別ノ事由アルトキ

第三條 令第四條第一項ノ許可ノ申請ヲ爲ス

ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ提出スヘシ

一、申請者ノ氏名及住所又ハ名稱、代表者ノ氏名及主タル事務所ノ所在地（管理人アル時ハ其ノ氏名及住所ヲ併記スルコト）

二、令第三條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ヲ超エテ定メントスル地代又ハ家賃

三、増額實施期日

増額ヲ爲サントスル事由（第一條第何號ニ該當スル旨ヲ併記スルコト）

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲クル書類及圖面ヲ添附スヘシ

一、借地調書又ハ借家調書（様式第二號）

二、借地ニ在リテハ位置及敷地、借家ニ在リテハ位置、敷地及間取ヲ示ス平面略圖

三、其ノ他參考トナルヘキ書類又ハ圖面アルトキハ其ノ書類又ハ圖面

第四條 令第五條ノ地代適正標準（年分）ハ土地價格ニ地方長官ノ定ムル率ヲ乘シテ得ヘキ金額ニ相當スル額ニ依ルモノトス

第五條 土地價格ハ昭和十三年八月四日以前ニ於ケル當該土地ノ最後ノ取得價格トス但シ當該土地ニ付取得價格ナキトキ又ハ其ノ不明若ハ不相當ナルトキハ昭和十三年八月四日現在ニ於ケル地方長官ノ評價額トス

第六條 昭和十三年八月五日以後土地ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル事情アルトキハ地方長官ハ前條ノ土地價格ト爲スコトヲ得

一、貸主ニ於テ改良工事ヲ施行シタルトキ

二、貸主ニ於テ受益者負擔金ヲ支拂ヒタルトキ

三、貸主ニ於テ借地權利金ヲ徴收シタルトキ

第四、地方長官ニ於テ土地價格修正ノ必要アリト認ムル事情アリタルトキ

第七條 令第五條ノ家賃適正標準（月分）ハ左ノ各號ノ金額ニ相當スル額ヲ合算シタルモノニ依ルモノトス

一、建物價格ニ地方長官ノ定ムル率ヲ乘シテ得ヘキ金額

二、地代又ハ其ノ相當額（月割額）

三、適正ナル火災保險料ニ相當スル額（月割額）

下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ類スル借家ニ在リテハ前項ニ規定スル額ニ供益費（月割額）ヲ加算スルモノトス  
供益費トハ前項ニ規定スル借家ニ於テ貸主ノ負擔スル電気、瓦斯、水道ノ料金其ノ他ノ供益施設ニ要スル費用ヲ謂フ  
第八條 建物價格ハ左ニ掲クル費額ノ合計額トス

- 一、主體建築費
- 二、附屬設備費（電気、瓦斯、水道、下水溝、門、塀、物置其ノ他建物ノ使用上必要ナル設備ノ費用）
- 三、造作費（疊、建物等ノ普通ノ造作ノ備付ニ要スル費用）

第九條 貸主カ借家ニ付權利金（暖簾代ノ性

質ヲ有スルモノヲ除ク）ヲ取得セルトキハ前條ノ建物價格ヨリ其ノ額ヲ控除シタルモノヲ以テ第七條第一項第一號ノ建物價格トス

第十條 地方長官第四條及第七條第一項第一號ノ率ヲ定メントスルトキハ厚生大臣ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第十一條 地方長官第四條又ハ第七條第一項

- 第一號ノ率ヲ定メタルトキハ左ニ掲クル事項ヲ告示スヘシ
- 一、第四條又ハ第七條第一項第一號ノ率及其ノ適用地域
- 二、前號ノ率ノ決定ニ付前提トシタル借地又ハ借家ノ條件

三、其ノ他參考トナルヘキ事項

第十二條 建物ノ一部タル居室ノ家賃適正標準ハ當該建物ノ家賃適正標準額ニ付全部ノ居室ノ面積ト其ノ一部タル居室ノ面積トノ比率ニ依リ定マル額ヲ基準トス  
前項ノ規定ハ建物ノ一部タル室ニシテ居室ニ非サルモノノ家賃適正標準ニ付之ヲ準用ス

第十三條 令第六條ノ規定ニ依ル減額ノ命令

- ハ地方長官貸主ニ對シ左ノ事項ヲ通知スルニ依リ之ヲ爲ス
- 一、減額後ノ地代又ハ家賃
- 二、減額ノ實施期日

第十四條 第三條ノ規定ハ令第七條ノ許可ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第十五條 令第八條ノ認可ノ申請ヲ爲スニハ

- 左ニ掲クル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ提出スヘシ
  - 一、組合其ノ他之ニ準スルモノノ名稱及地區
  - 二、組合其ノ他之ニ準スルモノノ構成員タル資格及構成員ノ數
  - 三、家賃ノ基準及其ノ借家ノ條件並ニ其ノ實施期日
  - 四、家賃ノ基準及其ノ借家ノ條件ヲ定ムル事由並ニ其ノ基準及條件ノ根據
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル書類及圖面ヲ添附スヘシ
- 一、借家調書（様式第三號）
  - 二、借家ノ位置、敷地及間取ヲ示ス平面略

圖

三、定款又ハ規約ノ寫

四、令第八條ノ認可ノ申請ヲ爲スヘキ旨ノ

決議書又ハ同意書ノ寫

第十六條 令第十二條第二項ノ證票ハ様式第  
四號ニ依ル

第十七條 令第十三條ノ規定ニ依リ令第三條

第四條、第六條、第九條及第十條ノ規定ヲ  
準用スル借地又ハ借家ノ條件ハ敷金、修繕  
費ノ負擔、疊、建具其ノ他造作ニ要スル費  
用ノ負擔、下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ類

スル借家ニ於ケル供益費ノ負擔、地代又ハ

家賃ノ支拂條件及借主ノ貸主ニ給付スル權

利金其ノ他財産上ノ利益ニ關スル條件トス

第十八條 第三條及第十三條ノ規定ハ令第十

三條ニ掲クル地代又ハ家賃以外ノ借地又ハ

借家ノ條件ニ關スルモノニ付之ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十四年十月厚生省令第三十三號地代家賃  
統制令施行規則第四條ノ規定ハ昭和十五年十  
月十九日後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

## 八、地代家賃統制令（舊令）

（昭和十四年十月十八日  
勅令第七百四號）

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三  
百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同シ）

第十九條ノ規定ニ基ク地代及家賃ニ關スル  
統制ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ借地トハ建物所有ノ目的  
ヲ以テ賃借セラレ又ハ地上權ヲ設定セラレ  
タル土地ヲ謂ヒ、借家トハ賃借セラレタル  
建物（建物ノ一部タル室ヲ含ム）ヲ謂フ

第三條 借地又ハ借家ノ貸主（以下單ニ貸主  
ト稱ス）ハ借地又ハ借家ニ付左ノ各號ノ地  
代又ハ家賃ヲ超エテ地代又ハ家賃ヲ定ムル  
コトヲ得ス但シ厚生大臣ノ定ムル事由アル  
場合ニ於テ地方長官ノ許可アリタルトキハ  
此ノ限りニ在リス

一、昭和十三年八月四日ニ於テ地代又ハ家

賃アリタルモノニ付テハ同日ニ於ケル地

代又ハ家賃（其ノ不明ナルトキハ同日以

後ノ判明セル最初ノ地代又ハ家賃）但シ

昭和十三年八月五日以後本令施行前建物

ノ増築又ハ改築ニ因リ家賃ニ變動アリタ

ルモノニ付テハ増築又ハ改築ノ工事ノ竣

功後ニ於ケル最初ノ家賃

二、前號ニ該當セサル場合ニ於テ昭和十三

年八月五日以後本令施行前ニ地代又ハ家

賃アルニ至リタルモノニ付テハ同日以後

ニ於ケル最初ノ地代又ハ家賃（其ノ不明

ナルトキハ判明セル最初ノ地代又ハ家賃

）但シ其ノ後本令施行前建物ノ増築又ハ

改築ニ因リ家賃ニ變動アリタルモノニ付

テハ増築又ハ改築ノ工事ノ竣功後ニ於ケ

ル最初ノ家賃

三、前二號ニ該當セサル場合ニ於テ本令施行後ニ地代又ハ家賃アルニ至リタルモノニ付テハ本令施行後ニ於ケル最初ノ地代又ハ家賃

第四條 地方長官前條第一號但書、第二號又ハ第三號ノ地代又ハ家賃カ著シク不當ナリト認ムルトキハ地代又ハ家賃ノ減額ヲ命スル事ヲ得

前項ノ地方長官ノ命令ニ依リ減額シタル地代又ハ家賃ハ前條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條各號ニ掲クル地代又ハ家賃ト看做ス  
第五條 地方長官前二條ノ規定ニ依リ許可又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ地代家賃審査會ノ議ヲ經ヘシ

地代家賃審査會ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第六條 貸主ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス本令ノ適用ヲ免ルル爲借地又ハ借家ノ借主(以下單ニ借主ト稱ス)ニ對シ借地又ハ借家ノ契約ニ定メサル財産上ノ利益ヲ求ムルコトヲ得ス

第七條 地方長官必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ借地又ハ借家ニ關シ貸主若ハ借主ヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ日出ヨリ日沒迄ノ間借地、借家其他ノ場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ借地、借家ノ契約書其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査

セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムヘシ

第八條 第三條乃至第五條ノ規定ハ敷金、修繕費ノ負擔其ノ他地代又ハ家賃以外ノ借地又ハ借家ノ條件ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

第九條 本令ハ國又ハ道府縣カ貸主タル借地又ハ借家ニ付テハ之ヲ適用セス

第十條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方官トシ昭

和十三年八月四日トアルハ朝鮮ニ在リテハ昭和十三年十二月三十一日、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年九月十八日トシ昭和十三年八月五日トアルハ朝鮮ニ在リテハ昭和十四年一月一日、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年九月十九日朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ地代家賃審査會ニ關スル規定ハ之ヲ適用セストス

附 則

第十一條 本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 本令ハ昭和十五年十月十九日迄其

ノ効力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第十三條 本令施行第三條第一號又ハ第二號ノ地代又ハ家賃ヲ増額シタル借地又ハ借家ニ付テハ借主ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ昭和十四年十一月一日以後ノ分ニ付之ヲ第三條第一號又ハ第二號ノ地代又ハ家賃ニ回復スヘシ

第十四條 前條ノ規定ハ昭和十三年八月五日以後本令施行前ニ於テ裁判、裁判上ノ和解又ハ借地借家調停法ニ依ル調停ニ依リ地代又ハ家賃ノ増額アリタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ本令施行ノ際現ニ繫屬スル訴訟、裁判上ノ和解事件、借地借家調停法ニ依ル

調停事件又ハ借地借家臨時處理法第二條ノ規定ニ依ル事件ニ於テ地代又ハ家賃ノ増額アリタルモノニ付テモ亦同シ

前項ノ裁判、和解又ハ調停ニ依リ増額セラレタル地代又ハ家賃ハ第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條同一號本文ノ地代又ハ家賃ト看做ス

第十五條 前二條ノ規定ハ敷金、修繕費ノ負擔其ノ他地代又ハ家賃以外ノ借地又ハ借家ノ條件ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

## 九、地代家賃審査會官制

(昭和十四年十月二十一日勅令第七百十八號)

第一條 地代家賃審査會ハ地方長官ノ監督ニ

屬シ地代家賃統制令第五條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

第二條 地代家賃審査會ハ道府縣毎ニ之ヲ置キ各道府縣ノ名ヲ冠ス

第三條 地代家賃審査會ハ會長及委員五人以上九人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲クル者ニ付豫メ地方長官ノ選任シタル者ノ中ヨリ地代家賃審査會開催ノ都度地方長官之ヲ指定ス

一、關係官廳ノ官吏

二、市町村吏員

三、特別ノ知識經驗アル者

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ地方長官ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 地代家賃審査會ノ會議ハ委員ノ半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得

地代家賃審査會ノ議決ハ出席シタル委員ノ過半數ノ意見ニ依ル可否同數ナルトキハ會

長ノ決スル所ニ依ル

第六條 地代家賃審査會ハ必要アルトキハ當事者其ノ他適當ト認ムル者ノ意見ヲ聽キ又ハ實地ニ付調査スルコトヲ得

第七條 地代家賃審査會ニ幹事及書記若干名

ヲ置キ地方長官之ヲ任命又ハ委囑ス  
幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス  
書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

附 則

本會ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 地代家賃審査會官制中左ノ通改正

(勅令第六百七十九號)

第一條中「第五條」ヲ「第十條」ニ改ム

附 則

八號地代家賃審査會官制抄錄

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス  
△參 照

第一條 地代家賃審査會ハ地方長官ノ監督ニ屬シ地代家賃統制令第五條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

昭和十四年十月二十一日公布勅令第七百十

### 一〇、地代家賃統制令施行規則

(舊令)

(昭和十四年十月十九日  
厚生省令第三十三號)

第一條 地代家賃統制令(以下令ト稱ス)第三條但書ノ事由アル場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

一、昭和十三年八月五日以後當該土地又ハ建物ニ對スル租稅其他ノ公課ノ負擔ニ付著シキ増加アリタルトキ

二、借主カ貸主ノ緣故者タリシ爲令第三條各號ノ地代又ハ家賃カ特ニ低額ナルモノナルトキ

三、貸主ニ於テ本令施行後借家ニ付増築若ハ改築ヲ爲シ又ハ昭和十三年八月五日以

後借地ニ付著シキ改良工事ヲ施行シタルトキ

四、前各號ニ準スル事情其他已ムヲ得サル事由アルトキ

第二條 令第七條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル

第三條 令第八條ノ規定ニ依リ令第三條乃至第五條ノ規定ヲ準用スル借地又ハ借家ノ條件ハ敷金、修繕費ノ負擔、疊建具其他ノ造作ニ要スル費用ノ負擔地代又ハ家賃ノ支拂條件及借主ノ貸主ニ給付スル權利金其他ノ

第三條 令第八條ノ規定ニ依リ令第三條乃至第五條ノ規定ヲ準用スル借地又ハ借家ノ條件ハ敷金、修繕費ノ負擔、疊建具其他ノ造作ニ要スル費用ノ負擔地代又ハ家賃ノ支拂條件及借主ノ貸主ニ給付スル權利金其他ノ

ハ改築ヲ爲シ又ハ昭和十三年八月五日以

ハ改築ヲ爲シ又ハ昭和十三年八月五日以

財産上ノ利益ニ關スル條件トス令第十五條ノ規定ニ依リ令第十三條及第十四條ノ規定ヲ準用スル借地又ハ借家ノ條件ニ付亦同シ

第四條 令第十三條ノ規定ニ依ル回復ハ昭和十四年十一月十日迄ニ之ヲ爲スヘシ

別記様式

(用紙ノ大キサハ日本標準規格A7トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折リトス)

(面表)

地代家賃統制ニ關スル臨檢票

(面裏)

第 號	昭和 年 月 日交付
官職 氏名	廳府縣印
國家總動員法第三十一條、政府ハ國家總動員上 必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニヨリ報告ヲ 徵シ又ハ當該官史ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢 シ業務ノ狀況若クハ帳簿類簿其他ノ物件ヲ檢 査セシムルコトヲ得 國家總動員法第四十二條第一條ノ規定ニ依ル 當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ妨ケ又ハ忌避シタル者 ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス 地代家賃統制令第七條地方官必要アリト認ム ルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニヨ リ借地又ハ借家ニ關シ貸主若クハ借主ヨリ報 告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ日出ヨリ日没迄 ノ間借地借家ノ契約書其他ノ物件ヲ檢査セシ ムルコトヲ得前項ノ規定ニヨル當該官吏ヲ示 テ臨檢セシムル命令ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス 證票ヲ携帶セシムヘシ	

附 則

本令ハ地代家賃統制令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ地代家賃統制ノ効力ヲ有スル間其ノ効力ヲ有ス

一一、東京府地代家賃統制令施行細則

(昭和十四年十一月四日 東京府令第四十九號)

第一條 地代家賃統制令第三條但書ノ規定ニ

依リ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ知事ニ提出スヘシ

- 一、申請者ノ氏名又ハ名稱、住所又ハ主タル事務所ノ所在地
- 二、管理人アルトキハ管理人ノ氏名又ハ名稱、住所又ハ主タル事務所ノ所在地
- 三、借主ノ氏名又ハ名稱
- 四、借地又ハ借家ノ所在ノ地名番地(建物ノ一部又ハ室ニ付テハ其ノ建物及室ノ表

示

- 五、地代家賃統制令第三條各號ノ地代又ハ家賃及之ヲ定メントスル地代又ハ家賃(地代又ハ家賃以外ノ借地又ハ借家ノ條件ノ變更許可ノ申請ニ在リテハ之ニ準ス)
  - 六、増額(又ハ變更)ノ實施期日
  - 七、増額(又ハ變更)ヲ必要トスル事由ノ詳細
- 前項ノ許可申請書ニハ借地ニ在リテハ位置及敷地、借家ニ在リテハ位置、敷地及間取ヲ示ス平面圖ヲ添付シ尙其ノ他參考トナル

ヘキ書類又ハ圖面アルトキハ之ヲ添付スヘシ

第二條 地代家賃統制令第三條ノ地代又ハ家賃アルニ至リタルトキハ貸主ハ遲滞ナク左ニ掲クル事項ヲ記載シタル報告書ヲ知事ニ提出スヘシ

一、貸主ノ氏名又ハ名稱、住所又ハ主タル事務所ノ所在地

二、借主ノ氏名又ハ名稱

三、借地又ハ借家ノ所在ノ地名番地（建物ノ一部タル室ニ付テハ其ノ建物及室ノ表示）

四、地代又ハ家賃

第三條 知事ハ第一條及第二條ノ規定ニ依ル書類又ハ圖面ノ外必要ト認ムル書類又ハ圖

面ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第四條 第一條及第二條ノ規定ニ依ル申請書又ハ報告書ハ當該土地又ハ建物所在ノ市（東京市ヲ除ク）區町村及支廳ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 一一、國家總動員法抄錄

（昭和十三年四月一日法律第五十五號）

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時（戰

争ニ準スヘキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同

シ）ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最

モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ

統制運用スルヲ謂フ

第十九條 政府ハ戰事ニ際シ國家總動員上必

要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、

運送賃、保管料、保險料、賃貸料、又ハ加

工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルト

キハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ

當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務

ノ狀況若クハ帳簿書類其他ノ物件ヲ檢査セ

シムルコトヲ得

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三

年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

（一乃至五略）

六、第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタ

ルモノ

第三十五條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情

狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千



圓以下ノ罰金ニ處ス(一、二、略)

三、第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若クハ人

### 一三、地代、家賃對策

(第四部會  
昭和十四年七月十八日)

地代又ハ家賃ニ付テハ、曩ニ昭和十三年八月四日厚生、商工、内務三次官ノ依命通牒ヲ以テ、地主、家主ノ自制ニ訴ヘ騰貴抑制ノ成

果ヲ期スヘキ旨指示セラレ、地方廳ニ於テハ種々ノ力趣旨徹底ニ努メタル結果、當時ノ情勢ニ於テハ相當効果ヲ舉クルヲ得タリ。然レ

共、長期建設ノ進展ニ對應スヘキ一般物價政策ノ確立並ニ其徹底ヲ期スル爲メニハ、地代家賃ノ適正標準ヲ調査決定スルノ要アリ。之カ決定ヲ爲スハ勿論ナルモ事變ノ現段階ニ於テ、國民生活ノ安定並ニ經濟運行ノ確保ヲ圖ランカ爲メニハ、地代家賃ニ付差當リ緊急必要ナル規則ヲ加フルノ要アリ。即チ此ノ際、國家總動員法第十九條ヲ發動シ、左ノ如キ措置ヲ講スルノ要アリト認ム。

- 一、規制ノ對象ハ建物並ニ之カ敷地タル土地ノ賃貸料トスルコト
- 二、規制ニ當リテハ、權利金、敷金其他借地借家ノ條件ニシテ實質的賃貸料ト認ムヘキモノモ併セ考慮スルコト
- 三、規制ノ方策トシテハ、過去ノ適當ノ時

ノ代理人、使用人其他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十二條乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條、又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又科料刑ヲ科ス

- 期ニ於ケル賃貸料及賃貸條件ヲ以テ本規制實施ノ日以後ニ於ケル最高賃貸料及賃貸條件トシ特別ノ事由アル場合ノ外其ノ賃貸料ノ増額及借主ノ負擔ノ増額トナル條件ノ變更ヲ認メサルモノトスルコト
- 四、前號ノ時期以後ニ於テ、新ニ賃貸ニ供セララルニ至リタルモノノ賃貸料及賃貸條件ニ付テハ、著シク不當ナリト認メラルル場合ニ於テ、其ノ減額又ハ條件ノ變更ヲ命シ得ルモノトスルコト
- 五、以上ノ措置ハ、緊急ニ規則ヲ必要トスル地域ヨリ逐次施行スルコト

#### 附 記

- 一、地代、家賃ノ規制方策ト相並ヒ軍需工場地帯其ノ他土地建物ノ需要急増シタル

地方ニ於ケル土地、建物ニ付需給ノ調整ヲ考慮スルハ緊喫ノ要務ナリト認ム、仍テ政府ハ須ラク關係各省ノ緊密ナル聯繫ノ下ニ之カ對策ヲ速ニ樹立スルニ努ムヘシ

一、敍上ノ方策ヲ圓滿ニ遂行スル爲ニハ土地、建物ノ貸借兩當事者ヲシテ克ク時局

ヲ認識セシメ、進ンテ之ニ協力スルノ自覺ヲ促スコトヲ要ス、政府ハ宜シク國民精神總動員運動ヲ通スル等此ノ點ニ付遺憾ナキ措置ヲ講スヘシ  
三、借地法、借家法及借地借家調停法ノ施行區域ヲ速ニ擴大スヘシ

### 一四、地代家賃騰貴抑制ニ關スル件

依命通牒

厚生省發令第七五號

昭和十三年八月四日

厚生次官  
商工次官  
內務次官

廳府縣長官殿

地代家賃（以下間代ヲ含ム）ニ關シテハ最近ニ於ケル貸家ノ拂底又ハ物價ノ昂騰ニ伴ヒ既ニ騰貴セル向モ有之可一般的ニハ尙今後相當ノ騰貴モ豫想セラレ之カ影響ハ物價對策上並ニ庶民生活保護上考慮ヲ要スヘキ事業ニシテ其ノ騰貴ヲ抑制スルハ極メテ緊要ノ事ト被存候處右ニ關シテハ不取敢左記ニ依リ貴管内ノ情勢ニ應シ其ノ抑制ニ關シ適正ノ措置ヲ講セラレ度

リ現在ノ額ヨリ値上ケヲ爲サシメサルコト

追テ右ニ關スル中央物價委員會答申別紙ノ通ニ有之參考迄ニ添付致候

(一) 土地家屋ニ付新ニ地代、家賃、間代ヲ定ムル場合ハ前號ノ趣旨ニ依リ出來得ル限り低廉ニ定メシムルコト  
(參考)  
新ニ地代家賃ヲ定ムル場合ノ標準  
(イ) 地代ハ附近類地ノ普通ノ地代ニ準シテ定メシムルコト  
(ロ) 家賃ハ建築費ヲ考慮シ附近類地ノ同種ノ家屋ノ普通ノ家賃ニ準シテ定メシムルコト

記

一、地代家賃ノ騰貴抑制ハ左ノ方針ニ依ル事  
(一) 既設ノ地代家賃間代ハ賃借人ノ變更ノ有無ニ拘ハラズ地主家主等ノ自制ニ依

二、第一項ノ趣旨ノ徹底ヲ圖ル爲左記ノ方法ヲ講スルコト  
(一) 地主家主等ヲ適當ナル場所ニ集合セ

シムル等ノ機會ヲ作り（地主組合、家主組合等アル場合ハ夫等ノ機關ヲ利用シ）此ノ際自制ニ依リ騰貴ヲ抑制セントスル趣旨ノ徹底ニ努ムルト共ニ出來得ル限り左ノ申合ヲ爲サシメ之カ實行ヲ期セシムルコト

(イ) 時局ニ鑑ミ地代家賃間代ハ現在額以上ニ値上ケヲ爲ササルコト

(ロ) 貸家ニ付テハ家主ハ建物ノ修繕ヲ怠リ又ハ敷金造作代ヲ増額スル等新ニ借家人ニ負擔ヲ課スルカ如キコトヲ爲ササルコト

(二) 國民精神總動員運動實施ニ際シテハ右ノ趣旨ノ徹底ヲ圖リ一般ニ自制ノ効果ヲ舉ケシムル様努ムルノ外、左記事項ニ

關シテモ講演内容又ハ印刷物等ニ取入レ其ノ趣旨ノ普及徹底ニ努ムルコト

(イ) 地代家賃ノ滞納ハ他ノ借主ノ賃借料ニ轉嫁セシムルノ虞アルヲ以テ借地借家人ハ之ヲ滞納セサルコト

(ロ) 土地價格ノ昂騰ヲ抑制スル爲土地ノ投機ヲ阻止スルコト

(三) 土地建物周旋業者ニ對シテハ料金ノ値上ケヲ認メサルハ勿論公定ノ料金ヲ嚴守セシムル様嚴重ニ之カ取締ヲ爲スコト

(四) 土地ノ狀況ニ依リ市(區)役所、町村役場、町會事務所等ニ地代貸家賃間相談係ヲ設ケシメ(既設ノモノアル向ハ更ニ擴充ヲ圖リ)此際斡旋事業ノミナラス地代家賃間代ノ抑制低下ノ實ヲ舉ケシム

ル様積極的ニ其ノ機能ヲ發揮セシムルコト

(五) 軍需工場地帯ニ於テハ勞務者ノ住宅難ノ緩和ヲ圖ル爲工場主ニ對シ勞務者住宅特ニ獨身者向住宅ノ建設ニ積極的努力ヲ拂フ様勸奨スルコト

(六) 地方ノ事情ニ應ジ公營住宅ノ建設ヲ勸奨スルコト

七、前各號ノ外地方物價委員會ノ意見ヲ徵スル等適當ノ方法ニ依リ地方ノ事情ニ應シタル適切ナル方策ヲ樹立シ之カ實行ニ努ムルコト

三、地代家賃問題ハ今後自制ノ効果ヲ舉ケ難キ事態ヲ生スルニ於テハ更ニ強力ナル措置ヲ講スル必要アルヲ以テ常ニ管内ノ

情勢ヲ查察シ適宜ノ措置ヲ講スルト共ニ其ノ狀勢ニ付テハ常ニ遲滞ナク報告スルコト

別紙略ス

# 一五、臨時農地價格統制令

(昭和十六年一月三十日)  
勅令第九號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同シ)  
第十九條ノ規定ニ基ク農地ノ價格ニ關スル統制ハ宅地建物等價格統制令第五條第一項後段及第六條ノ場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ農地トハ耕作ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

第三條 農地ノ價格ハ當該農地ノ地租法ニ依ル賃貸價格ニ農林大臣ノ定ムル率ヲ乘シテ得タル額ヲ超エテ之ヲ契約シ支拂ヒ又ハ受

領スルコトヲ得ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ農地ノ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ地方長官ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限りニ在ラス農林大臣前項ノ率ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第一項ノ規定ニ依ル處分ハ前項ノ規定ニ依ル告示アリタル際現ニ農地ニ付存スル讓渡契約ニシテ當該農地ニ付既ニ讓受人ノ權利ニ關スル登記アリタルモノ又ハ當該農地ノ引渡ヲ完了シタルモノニ對シテハ影響ヲ及ホスコトナシ

第四條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケ區域ヲ指定シ前條ノ率ニ代ルヘキ率ヲ定ムルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ前條ノ率ニ代ルヘキ率ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

前項ノ規定ニ依リ告示アリタルトキハ告示セラレタル率ヲ以テ前條ノ率ト看做ス

第一項ノ規定ニ依ル處分ハ第二項ノ規定ニ依ル告示アリタル際現ニ農地ニ付存スル讓渡契約ニシテ當該農地ニ付既ニ讓受人ノ權利ニ關スル登記アリタルモノ又ハ當該農地ノ引渡ヲ完了シタルモノニ對シテハ影響ヲ及ホスコトナシ

第五條 地租法ニ依ル賃貸價格ナキ農地ヲ讓渡ス場合ニハ其ノ價格ニ付命令ノ定ムル所

ニ依リ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ

前項ノ場合ニ於テハ農地ノ價格ハ同項ノ規定ニ依ル認可アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ス

第六條 地方長官ハ第三條第一項但書ノ規定ニ依ル許可又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル認可ニ關スル處分ニシテ事案ノ重要ナルモノニ付テハ道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ爲スコトヲ要ス地方長官第四條第一項ノ規定ニ依リ第三條ノ率ニ代ルヘキ率ヲ定メントスルトキ亦同シ

第七條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス第三條又ハ第五條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國

家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ農地ノ  
價格ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ  
農地其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ其ノ狀況  
若クハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシム  
ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査  
セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票  
ヲ携帯セシムヘシ

第九條 第三條及第四條ノ規定ハ樺太及南洋  
群島ニハ之ヲ適用セス

第六條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群  
島ニハ之ヲ適用セス

本令中地租法ニ依ル賃賃價格トアルハ朝鮮  
ニ在リテハ地租會ニ依ル地價、臺灣ニ在リ

テハ臺灣地租規則ニ依ル租率トス

本令中農林大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝  
鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ  
在リテハ樺太長官、南洋群島ニ在リテハ南  
洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リ  
テハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳  
長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島  
ニ在リテハ南洋廳長官トス

附 則

本令ハ昭和十六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス  
但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ  
昭和十六年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第五條ノ規定ハ本令施行ノ際現ニ農地ニ付  
存スル讓渡契約ニシテ當該農地ニ付既ニ讓受  
人ノ權利ニ關スル登記アリタルモノ又ハ當該

農地ノ引渡ヲ完了シタルモノニ付テハ之ヲ適用セ

### 一六、臨時農地價格統制令施行規則

(昭和十六年一月三十日  
農林省令第十號)

第一條 臨時農地價格統制令(以下令ト稱ス)

第三條第一項但書ノ許可ノ申請ハ左ノ各號  
ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ  
得

一、地租法又ハ耕地整理法ニ規定スル減租  
年期ヲ有スル農地ニシテ其ノ現況ニ比シ  
地租法ニ依ル賃賃價格カ著シク低額ナル  
トキ

二、地租法ニ依ル賃賃價格決定後當該農地  
ニ付著シク改良ヲ爲シタルトキ

三、當該農地カ耕作以外ノ目的ニ供セラ  
ル爲(建物所有ノ目的ニ供セラるル場合  
ヲ除ク)讓渡セラるルトキ

四、當該農地ニ果樹、桑樹、茶樹其ノ他毛  
上アルトキ

五、其ノ他已ムヲ得サル事由アルトキ

第二條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ  
掲クル事項ヲ記載シタル申請書ヲ當該農地  
ノ在ル道府縣ノ地方長官ニ提出スヘシ

一、申請人及讓渡又ハ讓受ノ相手方ノ氏名

- 住所及職業（法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地、業務ノ種類並ニ代表者ノ氏名及住所）
- 二、當該農地ノ所在地番、地目（土地臺帳ノ地目カ土地ノ現況ト異ルトキハ土地臺帳ノ地目及現況ニ依ル）及面積
- 三、許可ヲ受ケントスル事由ノ詳細
- 四、當該農地ノ賃貸價格並ニ減租年期アル場合ニ於テハ其ノ年期ノ始期及終期
- 五、當該農地ノ地味、水利及交通ノ良否並ニ利用狀況
- 六、當該農地ノ普通收穫高並ニ小作地ナル場合ニ於テハ小作料ノ種別及額又ハ率
- 七、當該農地カ永小作地ナル場合ニ於テハ永小作權ノ價格

- 八、當該農地ニ付小作權賣買ノ慣習アル場合ニ於テハ其ノ價格
  - 九、當該農地ノ讓渡後ニ於ケル使用目的
  - 十、當該農地ノ讓渡又ハ讓受ノ原因及價格
  - 十一、價格ノ支拂又ハ受領ノ方法其ノ他讓渡又ハ讓受ニ關スル條件
  - 十二、其ノ他參考ト爲ルヘキ事項
- 第三條 地方長官カ令第四條第一項ノ規定ニ依リ令第三條ノ率ニ代ル率ヲ定ムルコトヲ得ル場合左ノ如シ
- 一、區域内ノ農地カ地租法又ハ耕地整理法ニ規定スル減租年期ヲ有スル農地ナルトキ
  - 二、前號ノ外令第三條ノ率ニ依ルコトカ不適當ト認メラルルトキ

第四條 令第五條第一項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ第二條第一號乃至第三號及第五號乃至第十二號ニ掲クル事項ヲ記載シタル申請書ヲ當該農地ノ在ル道府縣ノ地方長官ニ提出スヘシ

第五條 令第三條第一項但書ノ許可又ハ令第五條第一項ノ認可ハ讓渡人又ハ讓受人ノ何

レカ一方ニ於テ之ヲ受クルヲ以テ足ル

第六條 令第八條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル

附 則

本令ハ臨時農地價格統制令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（別記様式省略）

### 一七、臨時農地價格統制令第三條第一項ニ依ル率ノ件

（昭和十六年一月三十日農林省告示第五十二號）

土地臺帳ノ地目及土地臺帳ノ地目田畑以外ノモノニシテ現況田ナルモノ	土地臺帳ノ地目及土地臺帳ノ地目田畑以外ノモノニシテ現況畑ナルモノ
----------------------------------	----------------------------------

北海道	石狩支廳管内	三・三八	五・三一
	空知支廳管内	五・〇〇	四・四一
	上川支廳管内	二・二七	四・四一

岩手縣  
 岩手郡 紫波郡 稗貫郡 和賀郡 膽澤郡 江刺郡 西磐井郡 東磐井郡 氣仙郡 上閉伊郡 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡 盛岡市

四〇 四〇 四二 四二 四二 二七 二七 四〇 四〇 三五 三五 四〇 四〇

四八 四二 三八 三五 四五 四五 三五 三五 五〇 四五 五〇 五〇 五〇 五〇

釜石市  
 刈田郡 柴田郡 伊具郡 亙理郡 名取郡 宮城郡 黒川郡 加美郡 志田郡 玉造郡 遠田郡 栗原郡 登米郡

六〇 二九 二九 三〇 二九 三二 三二 三五 三〇 三四 三四 三六 三三 三三

八五 四〇 四〇 四〇 四〇 四六 四〇 四〇 四〇 四一 四〇 四〇 四〇 四〇

後志支廳管内  
 輪山支廳管内 渡島支廳管内 膽振支廳管内 日高支廳管内 十勝支廳管内 釧路支廳管内 根室支廳管内 宗谷支廳管内 留萌支廳管内 網走支廳管内 札幌市 旭川市 小樽市 函館市

二八 二八 二八 三〇 三〇 三五 三六 三一 三四 三五 五〇 四〇 四〇 四〇

四〇 四〇 五〇 四三 四三 三八 三九 二四 二四 三八 六五 二五 六〇 六〇

青森縣  
 盛岡市 釧路市 帯廣市 東津輕郡 西津輕郡 中津輕郡 南津輕郡 北津輕郡 上北郡 下北郡 三戸郡 弘前市 青森市 八戸市

三〇 三五 三五 四〇 四〇 四三 四三 四〇 四五 四五 六五 四三 四〇 六五

二五 五五 二七 五〇 五〇 八〇 八〇 六〇 六〇 九〇 八五 八〇 五〇 八五

米澤市	鶴岡市	酒田市	福島縣	信夫郡	伊達郡	安達郡	安積郡	岩瀬郡	南會津郡	北會津郡	耶麻郡	河沼郡	大沼郡	東白川郡
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	------

三三	三六	三六		三七	三五	三七	三四	三七	四〇	三五	三五	三七	三八	三七
----	----	----	--	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

三七	四〇	四〇		五〇	四五	五〇	五〇	五〇	四三	四五	四五	四五	四五	五〇
----	----	----	--	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

西白河郡	石川郡	田村郡	石城郡	雙葉郡	相馬郡	福島市	若松市	郡山市	平市	茨城縣	東茨城郡	西茨城郡	那珂郡	久慈郡
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	------	------	-----	-----

三七	三七	三七	三七	三四	三七	三七	三五	三五	三七		二五	二七	二六	二三
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	--	----	----	----	----

四三	四三	四三	四〇	四〇	四〇	五〇	五〇	五〇	五〇		四二	四五	四五	四二
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	--	----	----	----	----

桃生郡	牡鹿郡	本吉郡	仙臺市	石卷市	秋田縣	鹿角郡	北秋田郡	山本郡	南秋田郡	河邊郡	由利郡	仙北郡	平鹿郡	雄勝郡
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----

三二	三七	四〇	三六	三五		三五	三五	三〇	三〇	三〇	三四	三〇	三〇	三〇
----	----	----	----	----	--	----	----	----	----	----	----	----	----	----

四〇	五〇	七五	四五	四五		三五	三五	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二
----	----	----	----	----	--	----	----	----	----	----	----	----	----	----

秋田市	能代市	山形縣	南村山郡	東村山郡	西村山郡	北村山郡	最上郡	南置賜郡	東置賜郡	西置賜郡	東田川郡	西田川郡	飽海郡	山形市
-----	-----	-----	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	-----	-----

三四	三〇		四七	四七	四七	四七	四三	三三	三三	三三	三六	三六	三六	四七
----	----	--	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

三五	三二		五〇	五〇	五〇	五〇	四七	三七	三七	三七	四〇	四〇	四〇	五〇
----	----	--	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----



比企郡	入間郡	北足立郡	埼玉縣	伊勢崎市	桐生市	高崎市	前橋市	邑樂郡	山田郡	新田郡	佐波郡	利根郡	吾妻郡	碓氷郡
二七	二七	三〇		二九	三二	二八	二八	四二	三〇	三二	二九	二四	二五	二三
三二	四〇	四五		五三	五三	五〇	五〇	四五	四〇	四九	五三	三一	三六	三六

君津郡	夷隅郡	安房郡	千葉縣	大宮市	浦和市	川口市	熊谷市	川越市	北葛飾郡	南埼玉郡	北埼玉郡	大里郡	兒玉郡	秩父郡
二五	二五	三〇		三〇	三二	三二	三二	二八	三二	二八	三〇	三〇	二八	二七
三五	三五	四五		四五	四五	四五	四四	四〇	四二	四〇	四〇	四三	四三	三二

河内郡	栃木縣	土浦市	日立市	水戸市	北相馬郡	猿島郡	結城郡	眞壁郡	筑波郡	新治郡	稻敷郡	行方郡	鹿島郡	多賀郡
二四		三三	三〇	三四	二四	三〇	二九	二九	二九	三三	二五	三〇	三〇	二一
三〇		四九	五一	六三	四二	四九	四七	四四	四四	四九	三五	四二	四二	三五

北甘樂郡	多野郡	群馬縣	群馬縣	足利市	栃木市	宇都宮市	足利郡	安蘇郡	那須郡	鹽谷郡	下都賀郡	芳賀郡	上都賀郡
二七	二七			三三	二七	三三	三〇	二八	二九	二六	二四	二四	二四
三三	三〇			四〇	三六	四〇	四〇	三六	三〇	三〇	三五	二九	三〇

横濱市 横須賀市 川崎市 平塚市 鎌倉市 藤澤市 小川原市  
 新潟縣 北蒲原郡 中蒲原郡 西蒲原郡 南蒲原郡 東蒲原郡 三島郡 古志郡

三三 三四 四〇 三四 三四 三四 三五 二〇 二三 二四 二三 二四 二四 二七

五六 五六 五六 五六 五六 五六 四五 二八 二七 三三 二五 三九 二八 二九

北魚沼郡 南魚沼郡 中魚沼郡 刈羽郡 東頸城郡 中頸城郡 西頸城郡 岩船郡 佐渡郡 新潟市 長岡市 高田市 三條市 柏崎市

二八 二六 三五 二三 二七 二三 三四 二二 四五 三五 三〇 二五 二五 二五

四三 四三 六〇 二八 四五 二二 四六 四〇 七〇 四〇 四〇 三〇 二五 二五

長生郡 山武郡 市原郡 千葉郡 東葛飾郡 印旛郡 香取郡 海上郡 匝瑳郡 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市

二五 二五 二五 三〇 三〇 二五 三〇 三〇 二五 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇

三〇 三五 三〇 三〇 五〇 五五 三五 三五 四〇 三五 五〇 五五 四五 四五

西多摩郡 南多摩郡 北多摩郡 東京市 八王子市 立川市 神奈川縣 三浦郡 鎌倉郡 高座郡 中郡 足柄上郡 足柄下郡 愛甲郡 津久井郡

三〇 三二 三五 六〇 五〇 三五 四三 三九 三二 三四 三五 三五 三五 三二

四五 五〇 六〇 八〇 九〇 六〇 六〇 六〇 五五 五〇 五三 四五 四五 四〇

北巨摩郡	中巨摩郡	南巨摩郡	西八代郡	東八代郡	西山梨郡	東山梨郡	山梨縣	教賀市	福井市	大飯郡	速敷郡	三方郡	教賀郡	南條郡
二四	二六	二七	二七	三〇	二三	二七		三〇	三八	二七	二七	二七	二七	三四
三二	三二	三二	三二	三二	三〇	三〇		三〇	四〇	四六	四〇	四六	四六	三四

更級郡	北安曇郡	南安曇郡	東筑摩郡	西筑摩郡	下伊那郡	上伊那郡	諏訪郡	小縣郡	北佐久郡	南佐久郡	長野縣	甲府市	北都留郡	南都留郡
三〇	三〇	三〇	三二	三〇	三〇	三〇	三三	二八	三〇	三〇		二五	二七	二六
三二	三〇	三〇	三五	三〇	三〇	三〇	四〇	三〇	三〇	三二		三二	三三	三五

石川縣	能美郡	江沼郡	高岡市	富山市	西礪波郡	東礪波郡	氷見郡	射水郡	婦負郡	下新川郡	中新川郡	上新川郡	富山縣
三一	三一	三一	五〇	五〇	三〇	三二	三七	三〇	三二	四〇	三五	三五	
三二	三二	三〇	五〇	五〇	二八	三八	三八	三二	三四	四〇	三八	三四	

丹生郡	今立郡	大野郡	坂井郡	吉田郡	足羽郡	福井縣	小松市	七尾市	金澤市	珠洲郡	鳳至郡	鹿島郡	羽咋郡	河北郡
三七	三七	三三	三四	三四	三四		三二	三二	三五	二八	二八	三二	三二	三二
四五	四二	四二	三五	四二	四五		三五	三五	四〇	二八	二八	三〇	三〇	三〇

大垣市 高山市 多治見市 靜岡縣 賀茂郡 田方郡 駿東郡 富士郡 庵原郡 安倍郡 志太郡 榛原郡 小笠郡 周智郡 磐田郡

四〇 三八 三〇 二九 四〇 四二 四八 四〇 四四 四四 三〇 三一 三一 二四 二九

三五 四〇 三九 四二 四八 四四 四四 四四 三〇 四四 三五 二五 三五 三三

濱名郡 引佐郡 靜岡市 濱松市 沼津市 清水市 熱海市 愛知縣 愛知郡 東春日井郡 西春日井郡 丹羽郡 葉栗郡 中島郡 海部郡

三五 三〇 三五 三五 三五 三五 三五 四八 四〇 四〇 三八 四〇 四三 四〇

四〇 三八 五五 五五 五〇 五〇 五五 五〇 四五 五〇 四五 四〇 四〇 三八

埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡 長野市 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 岐阜縣 稻葉郡 羽島郡 海津郡 養老郡

三〇 三〇 三〇 三二 三〇 四〇 四〇 三三 三三 三五 四〇 五〇 四〇 三六 三五

三三 三〇 三二 三五 四二 四四 四五 四〇 三五 四二 三八 三二 三五 三二

不破郡 安八郡 揖斐郡 本巢郡 山縣郡 武儀郡 那加郡 可兒郡 土岐郡 惠那郡 益田郡 大野郡 吉城郡 岐阜市

三五 四〇 三六 三二 二七 二九 二六 三一 二八 四〇 三八 三八 三五 五〇

四〇 三五 四〇 三三 三三 四〇 四〇 四二 三九 四〇 四〇 四〇 四五 五〇

志摩郡 北牟婁郡 南牟婁郡 津市 四日市市 宇治山田市 松阪市 桑名市 滋賀縣 栗太郡 野州郡 甲賀郡 蒲生郡 神崎郡

二八 二五 三四 五〇 五〇 五〇 一七 五〇 二九 二九 二九 二八 二九 二九

四〇 四〇 四五 四四 五〇 五〇 二〇 五〇 二九 二七 三〇 二六 二九 二九

愛知郡 犬上郡 坂田郡 東淺井郡 伊香郡 高島郡 大津市 彦根市 京都府 愛宕郡 葛野郡 乙訓郡 宇治郡 久世郡 綴喜郡

二九 二九 二八 二六 二六 二七 二七 二七 三八 三五 三五 三五 三五 三五

二九 三〇 二三 二三 二五 二七 三五 三六 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 三五

知多郡 碧海郡 幡豆郡 額田郡 西加茂郡 東加茂郡 北設樂郡 南設樂郡 寶飯郡 瀨美郡 八名郡 名古屋市 豐橋市 岡崎市 一宮市

四〇 四二 四三 三八 三二 三〇 三三 四八 四〇 三六 五〇 四八 四五 四三

五〇 四〇 四〇 四〇 三五 三〇 三〇 五〇 五〇 三五 五〇 四八 四五 四三

瀬戸市 半田市 三重縣 桑名郡 員辨郡 三重郡 鈴鹿郡 河邊郡 安濃郡 一志郡 飯南郡 多氣郡 度會郡 阿山郡 名賀郡

四〇 四〇 三八 三五 三五 三三 三〇 二八 二四 二六 二六 二八 二七

三〇 五〇 四六 四六 三六 三〇 二七 三〇 三〇 三〇 二六 二六 二六

兵庫縣  
武庫郡 川邊郡 有馬郡 明石郡 秦東郡 加美郡 多加郡 加西郡 加古郡 印南郡 飾磨郡 神崎郡 揖保郡 赤穂郡

四二 三九 三四 四〇 二九 二四 三〇 二八 三一 二九 三〇 二五 三八 二七

五〇 三七 二四 四〇 二六 二四 二六 二六 二七 二九 二九 三〇 三〇 三二

佐用郡 宍粟郡 城崎郡 出石郡 養父郡 朝來郡 美方郡 氷山郡 多紀郡 津名郡 三原郡 神戶郡 姫路市 尼崎市 明石市

二八 二八 三四 三九 三五 三五 三四 三三 二九 四九 三九 四二 三一 四一 四二

三四 四〇 三五 三七 三九 三〇 三四 二七 三五 四八 五〇 三五 四三 五〇

相樂郡 南桑田郡 北桑田郡 船井郡 天田郡 何鹿郡 加佐郡 與謝郡 中野郡 竹野郡 熊野郡 京都市 福知山市 舞鶴市 東舞鶴市

三〇 二七 二五 二七 二七 二七 二七 二七 二七 二七 二七 三五 三二 三二

三二 二七 二五 二七 三〇 三〇 三〇 二七 二七 二七 二七 四五 三五 三五

大阪府  
三島郡 豐能郡 泉北郡 泉南郡 南河內郡 中河內郡 北河內郡 大坂市 堺市 岸和田市 豐中市 布施市 池田市 吹田市

四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇

六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四

安濃郡	箕川郡	飯石郡	大原郡	仁多郡	能義郡	八束郡	鳥根縣	米子市	鳥取市	日野郡	西伯郡	東伯郡	氣高郡	八頭郡
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

二六	三三	二七	二九	三〇	二六	二二		二五	二五	二二	二二	二五	三六	三八
----	----	----	----	----	----	----	--	----	----	----	----	----	----	----

二八	四〇	二八	二八	三〇	二八	二三		二〇	二二	二〇	二六	四三	四三	三七
----	----	----	----	----	----	----	--	----	----	----	----	----	----	----

和氣郡	赤磐郡	御津郡	岡山縣	濱田市	松江市	海士郡	知夫郡	總地郡	周吉郡	鹿足郡	美濃郡	那賀郡	邑智郡	通摩郡
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

二九	三〇	三一		二三	三〇	四〇	四〇	四〇	四〇	二四	二八	二三	二三	二五
----	----	----	--	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

三〇	三〇	二九		二九	三八	三五	三五	三五	三五	三五	三七	二九	二九	三〇
----	----	----	--	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

宇智郡	南葛城郡	北葛城郡	高市郡	宇陀郡	磯城郡	山邊郡	生駒郡	添上郡	奈良縣	伊丹市	芦屋市	西宮市	飾磨市	洲本市
-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

三三	三一	三二	三〇	三四	三一	三三	三一	三〇		三九	四二	四二	三〇	三九
----	----	----	----	----	----	----	----	----	--	----	----	----	----	----

三四	二三	二三	二二	二六	二五	二五	二五	二七		三七	五〇	五〇	三五	四八
----	----	----	----	----	----	----	----	----	--	----	----	----	----	----

岩美郡	鳥取縣	海南市	新宮市	和歌山市	東牟婁郡	西牟婁郡	日高郡	有田郡	伊都郡	那賀郡	海草郡	和歌山縣	奈良市	吉野郡
-----	-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----

三一		三八	三八	四二	二二	三〇	三四	三八	四〇	三二	三二		三五	三五
----	--	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	--	----	----

三七		五〇	五五	五五	二八	三八	四一	四〇	三〇	四五	五〇		三五	四二
----	--	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	--	----	----

玖大 山 三 福 尾 吳 廣 比 双 甲 神 芦 深 沼  
 珂島 口 原 山 道 島 婆 三 奴 石 品 安 隈  
 郡 郡 縣 市 市 市 市 市 郡 郡 郡 郡 郡 郡

二五 四〇 三七 四二 四〇 五〇 五〇 三三 三三 五二 三〇 三五 三五 三五

三五 四八 四〇 四〇 四〇 五〇 五五 三二 三二 三三 三七 三四 三四 三五

防德 萩 山 宇 下 阿 大 美 豐 厚 吉 佐 都 熊  
 府山 口 部 關 武 津 彌 蒲 狹 敷 波 濃 毛  
 市市 市市 市市 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡

三〇 三〇 三〇 二五 三五 三〇 二四 三〇 三〇 三五 二五 二八 二四 三〇 三五

三八 三八 三五 四〇 四〇 四五 三〇 三五 三八 四五 二〇 四〇 三五 三八 五三

英勝 苦眞 阿川 上吉 後小 淺都 兒上 邑  
 田田 庭哲 上房 月田 口窪 島道 久  
 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡

三〇 三〇 三一 三一 三三 二九 三四 三三 三三 三二 三二 三二 三一 三一 三一

三三 二九 三二 三二 三三 二九 三三 三二 三五 三五 三七 三一 三一 三一 三三

世御 豐賀 高山 安佐 安 廣 玉 津 倉 岡 久  
 羅調 田茂 田縣 佐伯 藝 島 野 山 敷 山 米  
 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 縣 市市 市市 市市 市市 郡

三二 三四 三四 三四 二九 二八 三四 三三 三四 三二 三〇 三八 四〇 三一

三〇 三五 四〇 三四 二四 三二 三四 三四 三八 三五 二七 三五 四〇 三二



安藝郡	高知縣	今治市	新居濱市	八幡濱市	宇和島市	松山市	南宇和郡	北宇和郡	東宇和郡	西宇和郡	喜多郡	伊豫郡	上浮穴郡	宇摩郡
三五		三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三四	三四	三四	三四	三四	二七	三一	三三
三八		四二	四五	三八	三八	三四	三八	四五	四五	四五	三八	四四	五〇	三四

筑紫郡	朝倉郡	嘉穂郡	鞍手郡	遠賀郡	宗像郡	糟屋郡	福岡縣	高知市	幡多郡	高岡郡	吾川郡	土佐郡	長岡郡	香美郡
三四	三五	三〇	二五	二〇	二〇	二六		三〇	三〇	三五	三三	三八	三三	三〇
三〇	四五	三五	二五	二〇	二〇	四〇		五〇	三八	四五	四〇	三五	三五	三〇

德島市	三好郡	美馬郡	麻植郡	阿波郡	板野郡	名西郡	海部郡	那賀郡	勝浦郡	名東郡	德島縣	小野田市	岩國市	下松市
四〇	三二	三〇	二八	二八	二八	二八	二〇	二八	四〇	四〇		二五	三〇	三五
四五	三五	三五	三五	三五	四二	三五	二七	三〇	三五	四八		二〇	三五	三八

新居郡	周桑郡	越智郡	温泉郡	愛媛縣	丸龜市	高松市	三豐郡	仲多度郡	綾歌郡	香川郡	小豆郡	木田郡	大川郡	香川縣
四〇	三七	二七	二七		四三	四五	三八	三八	三八	三八	三七	三八	三四	
三五	五七	四二	三四		四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	六〇	四〇	三六	

藤津郡 佐賀市 唐津市 長崎縣 西彼杵郡 東彼杵郡 北高來郡 南高來郡 北松浦郡 南松浦郡 豊岐郡 上縣郡 下縣郡 長崎市 佐世保市

三一 四五 四〇 三〇 三五 四〇 三三 三三 三三 三六 三三 三三 四〇 四〇

三六 四七 四三 四〇 三七 三六 六〇 三六 三六 三〇 三〇 三三 三三 四五 四五

島原市 諫早市 熊本縣 飽土郡 宇土郡 玉名郡 鹿本郡 菊池郡 阿蘇郡 上益城郡 下益城郡 八代郡 葦北郡 球磨郡 天草郡

三七 三三 二八 二九 三三 三一 三五 三四 三四 三〇 三三 三五 二八 二八 三〇

五五 三五 三〇 三一 三五 二八 三〇 三五 三一 二八 二八 四五 三〇 三〇 五〇

早良郡 糸島郡 浮羽郡 三井郡 三浦郡 八女郡 山門郡 三池郡 企救郡 田川郡 京都郡 築上郡 福岡市 若松市 八幡市

二二 三〇 二八 三五 三九 三七 三六 三一 四〇 二五 二九 二九 三五 五〇 五〇

三〇 三〇 三五 三五 五〇 五〇 四五 四五 五〇 三〇 二五 三〇 三五 五〇 五〇

戸畑市 直方市 飯塚市 久留米市 大牟田市 小倉市 門司市 佐賀縣 佐賀郡 神崎郡 三養基郡 小城郡 東松浦郡 西松浦郡 杵島郡

五〇 三〇 三〇 四五 三五 五〇 五〇 四二 四〇 三九 三六 三七 三〇 四〇 四〇

五〇 三五 三五 四五 四〇 五〇 五〇 六〇 四二 三五 四〇 四八 三五 四三 四三

鹿兒島市	大島郡	熊毛郡	肝屬郡	嚙喉郡	始良郡	伊佐郡	出水郡	薩摩郡	日置郡	川邊郡	揖宿郡	鹿兒島郡	延岡市
四五	二五	二五	三〇	三五	三〇	二七	三〇	三〇	三〇	三〇	四〇	四〇	四〇
四〇	四〇	四〇	四四	四四	三〇	四五	四八	三〇	三〇	四〇	五四	四〇	四五

川内市	島尻郡	中頭郡	國頭郡	宮古郡	八重山郡	那霸市	首里市	沖繩縣
三〇	八〇	七〇	四〇	四〇	二五	八〇	八〇	三〇
三〇	八〇	七〇	四〇	四〇	二五	七五	七〇	三〇

宇佐郡	下毛郡	日田郡	玖珠郡	直入郡	大野郡	南海郡	北海郡	大分郡	速見郡	東國東郡	西國東郡	大分縣	熊本市	八代市
三一	三〇	三二	三五	二六	二七	三一	三二	三一	三〇	二八	二八	四〇	四〇	三六
三二	三〇	四〇	三〇	二五	二八	三五	四〇	三〇	三二	二八	三〇	三五	三五	三二

都城	宮崎	西臼杵	東臼杵	兒湯	東諸縣	西諸縣	北諸縣	南那珂	宮崎	宮崎縣	日田市	中津市	別府市	大分市
三五	三五	二五	二八	三〇	二五	三四	三一	二九	二六	三二	三二	三五	四〇	三五
三五	三五	三〇	二九	三三	三〇	四五	四五	三〇	三六	四〇	三五	四五	四五	三五

鹿兒島市	大島郡	熊毛郡	肝屬郡	贈喉郡	始良郡	伊佐郡	出水郡	薩摩郡	臼置郡	川邊郡	揖宿郡	鹿兒島郡	延岡市
四五	二五	二五	三〇	三五	三〇	二七	三〇	三〇	三〇	三〇	四〇	四〇	四〇
四〇	四〇	四〇	四四	四四	三〇	四五	四八	三〇	三〇	四〇	五四	四〇	四五

川内市	島尻郡	中頭郡	國頭郡	宮古郡	八重山郡	那霸市	首里市	沖繩縣
三〇	八〇	七〇	四〇	四〇	二五	八〇	八〇	三〇
三〇	八〇	七〇	四〇	四〇	二五	七五	七〇	三〇

宇佐郡	下毛郡	日田郡	玖珠郡	直入郡	大野郡	南海郡	北海郡	大分郡	速見郡	東國東郡	西國東郡	大分縣	熊本市	八代市
三一	三〇	三一	三五	二六	二七	三一	三一	三一	三〇	二八	二八	四〇	四〇	三六
三二	三〇	四〇	三〇	二五	二八	三五	四〇	三〇	三二	二八	三〇	三五	三五	三二

都城	宮崎	西臼杵	東臼杵	兒湯	東諸縣	西諸縣	北諸縣	南那珂	宮崎	宮崎縣	日田市	中津市	別府市	大分市
三五	三五	二五	二八	三〇	二五	三四	三一	二九	二六	三二	三二	三五	四〇	三五
三五	三五	三〇	二九	三三	三〇	四五	四五	三〇	三六	四〇	三五	四五	四五	三五

# 一八、臨時農地等管理令施行規則

(昭和十六年二月一日)  
農林省令第十一號

第一條 臨時農地等管理令(以下令ト稱ス)

第三條及第五條ノ許可ノ申請ハ當該農地ノ

面積カ五千坪ヲ超ユル場合又ハ當該農地カ

二府縣以上ニ渉ル場合ニ於テハ農林大臣ニ

之ヲ爲スヘシ

第二條 令第三條及第五條ノ許可ハ一構ノ建

築物又ハ同一ノ事業若クハ施設ノ爲ノ工作

物其ノ他ノ設備ノ用地ニ供セラルル一團ノ

農地ニ付之ヲ受クルコトヲ要ス

第三條 令第三條ノ許可ノ申請ハ左ノ各號ノ

一ニ該當セサル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ

得但シ已ムヲ得サル事由アル場合ハ此ノ限

リニ在ラス

一、當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セント

スル事業又ハ施設カ時局ニ緊要ナラサル

モノナルトキ

二、當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スルコ

トニ因リ附近ノ農地又ハ作物ニ著シク被

害ヲ及ホス虞アルトキ又ハ當該農地ノ耕

作地ノ耕作者ノ生活ノ安定ヲ著シク害ス

ル虞アルトキ

三、當該農地カ國又ハ道府縣ノ助成ヲ受ケ

造成又ハ改良セラレタルモノ又ハ農地調

整法ノ規定ニ依ル自作農創設維持事業ニ

依リ創設又ハ維持セラレタルモノナルト

キ

第四條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ

掲クル事項ヲ記載シタル申請書ヲ當該農地

ノ在ル道府縣ノ地方長官(第一條ノ場合ニ

於テハ農林大臣)ニ提出スヘシ

一、申請人ノ氏名、住所及職業(法人ニ在

リテハ名稱、主タル事務所ノ所在地、業

務ノ種類並ニ代表者ノ氏名住所)

二、當該農地ノ所在地番、地目(土地臺帳

ノ地目カ土地ノ現況ト異ルトキハ土地臺

帳ノ地目及現況ニ依ル地目以下同シ)及

面積並ニ利用狀況及普通收穫高

三、當該農地ヲ耕作地以外ノ目的ニ供セン

トスル事業又ハ施設ノ概要及建築物其ノ

他ノ工作物ヲ設置セントスル場合ニ於テ

ハ其ノ規模ノ概要

四、當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セント

スル時期及期間

五、當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スルコ

トニ因リ附近ノ農地又ハ作物ニ及ホスコ

トアルヘキ被害ノ防除施設ノ概要

六、當該農地ノ耕作者ノ離作ニ對シ探ラン

トスル處置

七、其ノ他參考ト爲ルヘキ事項

第五條 令第四條第二號及第六條第二號ノ處

分ハ別表ニ掲クルモノトス

第六條 令第四條第五號ノ場合ヲ定ムルコト

左ノ如シ

- 一、當該農地ノ面積五十坪以下ナルトキ
- 二、當該農地カ焼畑又ハ切替畑ナルトキ
- 三、當該農地カ耕地整理其ノ他土地ノ農業上ノ利用ヲ増進スル爲ニ耕作以外ノ目的ニ供セントスル場合ニ於テ令第三條ノ許可ヲ受クル暇ナキトキ

第七條 令第五條ノ許可ノ申請ハ左ノ各號ノ

- 一ニ該當セサル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得但シ已ムヲ得サル事由アル場合ハ此ノ限りニ在ラス
- 一、第三條各號ノ一ニ該當スルトキ
- 二、所有權、賃借權、地上權其ノ他權利ヲ取得シタル後相當期間内ニ當該農地カ一定ノ目的ニ供セラルル見込ナキトキ

第八條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ

掲クル事項ヲ記載シタル申請書ヲ當該農地ノ在ル道府縣ノ地方長官(第一條ノ場合ニ於テハ農林大臣)ニ提出スヘシ

- 一、第四條各號ノ事項
- 二、當該農地ニ付所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ有スル者ノ氏名、住所及職業(法人ニ在リテハ名稱、主タル事務所ノ所在地、業務ノ種類並ニ代表者ノ氏名及住所)

第九條 令第六條第四號ノ場合ハ第六條第一

號乃至第四號ノ一ニ該當スル場合トス

第十條 令第七條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ協議シ又ハ承認ヲ受クヘキ事項左ノ如シ

一、當該農地ノ所在地番、地圖及面積並ニ利用狀況及普通收穫高

- 二、當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル事業又ハ施設ノ概要並ニ時期及期間
- 三、當該農地ヲ耕作地以外ノ目的ニ供スルコトニ因リ附近ノ農地又ハ作物ニ及ボスコトアルヘキ被害ノ防除施設ノ概要
- 四、當該農地ノ耕作者ノ離作ニ對シ採ラントスル處置

第十一條 令第七條第三項ノ規定ニ依リ同條

- 第一項ノ規定ニ依ル協議又ハ承認ヲ要セサル場合ヲ定ムルコト左ノ如シ
- 一、都市計畫法第三條ノ規定ニ依リ決定ヲ爲サントスルトキ
- 二、令第七條第一項第一號又ハ第二號ニ該

當スル場合ニ於テ其ノ事業又ハ施設カ既

ニ都市計畫法第三條ノ規定ニ依リ決定又ハ令第七條第一項第三號若クハ第四號ノ規定ニ依ル協議若クハ承認ヲ經タルモノナルトキ

三、令第七條第一項第一號ニ該當スル場合

ニ於テ既ニ同條同項第二號ノ規定ニ依ル協議又ハ承認ヲ經タルモノナルトキ

四、令第七條第一項第三號ニ該當スル場合

ニ於テ既ニ令第五條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタルモノナルトキ又ハ令第七條第二項第二號ノ規定ニ依リ農林大臣ノ承認ヲ受ケタルモノナルトキ

五、法令ニ依リ測量、検査、工事等ノ爲ニ一時他人ノ土地ヲ使用スルコトニ付許可

ヲ爲サントスルトキ

六、天災事變其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ一時當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル場合ニ於テ令第七條第一項ノ規定ニ依ル協議ヲ爲シ又ハ承認ヲ受クル暇ナキトキ

第十二條 令第七條第三項ノ規定ニ依リ同條

第二項ノ規定ニ依ル承認ヲ受クルコトヲ要セサル場合ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、第五條ニ掲クル處分ニ依リテ爲ス事業又ハ施設ノ爲ニ當該農地ヲ使用シ又ハ當該農地ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスルトキ

二、土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地又ハ之ニ關スル權利ヲ收用又ハ使用シタル

場合ニ於テ當該收用又ハ使用ニ係ル農地

ヲ其ノ目的ニ供シ又ハ土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地又ハ之ニ關スル權利ヲ收用又ハ使用セントスルトキ

三、令第七條第二項第一號ニ該當スル場合ニ於テ既ニ同條同項第二號ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタルモノナルトキ

四、天災事變其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ一時當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル場合ニ於テ令第七條第二項ノ規定ニ依ル承認ヲ受クル暇ナキトキ

第十三條 令第八條第二項（令第九條ノ規定ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ基キテ爲ス命令ハ令書ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

第十四條 令第八條第三項（令第九條ノ規定

ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ規定スル協

議調ヒタルトキハ當事者連署ノ上契約書ノ寫ヲ添ヘ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第十五條 令第八條第三項（令第九條ノ規定

ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ裁定ヲ受ケントスルトキハ左ノ事由ヲ記載シタル申請書ノ正本ニ相手方ノ員數ニ相當スル數ノ副本ヲ添ヘ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ

一、申請人及相手方ノ氏名、住所及職業（法人ニ在リテハ名稱、主ナル事務所ノ所在地、業務ノ種類並ニ代表者ノ氏名及住所）

二、申請ノ目的及事由

地方長官前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ

副本ヲ相手方ニ送付シ其ノ指定スル期間内

ニ答辯書ヲ差出サシムヘシ

前項ノ期間内ニ答辯書ヲ差出ササルトキハ地方長官ハ申請書ノミニ依リテ裁定ヲ爲スコトヲ得

第十六條 地方長官必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ハラズ職權ヲ以テ裁定ヲ爲スコトヲ得

第十七條 地方長官裁定ヲ爲シタルトキハ裁定書ニ理由ヲ附シ當事者ニ送付スヘシ

第十八條 令第九條ノ規定ニ依リ令第八條ノ規定ニ準用スルコトヲ得ル土地ハ法令又ハ法令ニ基ク處分ニ依リ耕作ヲ爲スコトヲ得サル土地ヲ除ク外一定ノ用途ニ供スルコトナク放置セララルル土地ニシテ耕作ノ目的

ニ供スルコトヲ得ルモノトス

第十九條 令第十條第二項ノ規定ニ依リ地方  
長官カ作付ヲ害スルコトヲ得ル農作物ノ種  
類ハ農林大臣之ヲ指定ス

第二十條 令第十一條第二項ノ規定ニ依リ地  
方長官カ意見ヲ聽クコトヲ要スルモノハ道  
府縣農會又ハ道府縣ニ於ケル經濟更生ニ關  
スル事項ヲ調査審議スル機關トス

第二十一條 令第十條第二項ノ規定ニ依ル處  
分ニ因ル損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ  
損失ノ生シタル日ヨリ六月以内ニ損失補償  
請求書ニ當該農地ノ在ル市町村ノ市農會又  
ハ町村農會ヲ經由シテ地方長官ニ提出スヘ  
シ

地方長官損失補償請求書ヲ受理シタルトキ

ハ意見ヲ附シ農林大臣ニ之ヲ申達スヘシ

第二十二條 損失補償請求書ニハ左ノ事項ヲ  
記載スヘシ

- 一、當該農地ノ所在地番、地圖及面積
- 二、當該農地ノ所有者ノ賃借人、永小作人  
其ノ他權原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ  
得ル者ノ氏名及住所（法人ニ在リテハ名  
稱ノ主タル事務所ノ所在地、業務ノ種類  
並ニ代表者ノ氏名住所）

三、補償請求ノ事由

四、補償請求額

五、其ノ他必要ト認ムル事項

前項ノ損失補償請求書ニハ損失補償額算出  
明細書ヲ添付スヘシ

第二十三條 令第十四條第二項ノ規定ニ依ル

證票ハ別記様式ニ依ル

第二十四條 本則ノ規定ニ依リ農林大臣ニ提  
出スヘキ書類ハ道府縣ヨリ提出スルモノヲ  
除クノ外地方長官ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ臨時農地等管理令施行ノ日ヨリ之ヲ施  
行ス

（別表省略）



# 一九、改正借地借家法

(昭和十六年三月八日公布)  
法律第五十五號

## 一、借地法中左ノ通り改正

第四條 借地權消滅ノ場合ニ於テ借地權者カ  
契約ノ更新ヲ請求シタルトキハ建物アル場  
合ニ限り該契約ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ借  
地權ヲ設定シタルモノト看做ス但シ土地所  
有者カ自ラ土地ヲ使用スルコトヲ必要トス  
ル場合其ノ他正當ノ事由アル場合ニ於テ遲  
滯ナク異議ヲ述ヘタルトキハ此ノ限りニ在  
ラス

借地權者ハ契約ノ更新ナキ場合ニ於テハ時  
價ヲ以テ建物其ノ他借地權者カ權限ニ因リ

テ土地ニ付屬セシメタル物ヲ買取ルヘキコ  
トヲ請求スル事ヲ得

第五條第一項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ  
準用ス

第六條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ建物アルトキハ土地所有  
者ハ第四條第一項但書ニ規定スル事由アル  
ニ非サレハ異議ヲ述フル事ヲ得ス

## 附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ本法施行前ニ設定シタル借地權ニ付

亦之ヲ適用ス

## 二、借家法中左ノ通り改正

(昭和十六年三月八日)  
公布法律第五十六號

第一條ノ二 建物ノ賃貸人ハ自ラ使用スルコ  
トヲ必要トスル場合其ノ他正當ノ事由アル  
場合ニ非サレハ賃貸借ノ更新ヲ拒ミ又ハ解  
約ノ申入ヲ爲スコトヲ得ス

第二條 當事者カ賃貸借ノ期間ヲ定メタル場  
合ニ於テ當事者カ期間滿了前六月乃至一年  
内ニ相手方ニ對シ更新拒絶ノ通知又ハ條件  
ヲ變更スルニ非サレハ更新セサル旨ノ通知  
ヲ爲ササルトキハ期間滿了ノ際前賃貸借ト  
同一ノ條件ヲ以テ更ニ賃貸借ヲ爲シタルモ  
ノト看做ス

前項ノ通知ヲ爲シタル場合ト雖モ期間滿了  
ノ後賃借人カ建物ノ使用又ハ收益ヲ繼續ス  
ル場合ニ於テ賃貸人カ遲滯ナク異議ヲ述ヘ  
サリシトキ亦前項ニ同シ

第三條第二項ヲ削リ同條中「前條」ヲ「前條  
第二項」ニ改ム

第三條ノ二 一年未滿ノ期間ノ定アル賃貸借  
ハ之ヲ期間ノ定ナキモノト看做ス

第四條第一項中「解約申入」ノ上ニ「賃貸借  
ノ期間滿了又ハ」ヲ加フ

第六條中「前五條」ヲ「前七條」ニ改ム

## 附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ本法施行前ニ爲シタル建物ノ賃貸借ニ  
付亦之ヲ適用ス

第一條ノ二ノ改正規定ハ本法施行前ニ解約ノ  
申入アリタル場合ニモ亦之ヲ適用ス但シ本法  
施行前既ニ借家法第三條第一項ノ期間ヲ經過  
シタル場合ハ此ノ限りニ在ラス  
本法施行ノ際現ニ存スル建物ノ賃貸借ニシテ  
本法施行後一年内ニ其ノ期間滿了スヘキモノ  
ニ付當事者カ其ノ期間滿了前一年内ニ相手方

ニ對シテ爲シタル更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ  
變更スルニ非サレハ更新セサル旨ノ通知ハ第  
二條第一項ノ期間内ニ爲ササルモノト雖モ之  
ヲ同條同項ノ期間内ニ爲シタルモノト看做ス  
前項ノ場合ニ於テ賃貸借カ期間ノ滿了ニ因リ  
終了シタルトキハ第四條ノ改正規定ニ拘ラス  
轉賃借モ亦終了ス

### 借地借家法及借地借家調停法ノ施行期日

#### 及施行地區ニ關スル件

(昭和十六年三月十日  
勅令第二百一號)

借地借家法及借地借家調停法ハ昭和十六年  
三月十日ヨリ内地ノ内未タ之ヲ施行セサル地  
區及樺太ノ全地區ニ之ヲ施行ス

## 二〇、借 地 法 (舊法)

(大正十年四月八日  
法律第四十九號)

第一條 本法ニ於テ借地權ト稱スルハ建物ノ  
所有ヲ目的トスル地上權及賃借權ヲ謂フ  
第二條 借地權ノ存續期間ハ石造、土造、煉  
瓦造又ハ之ニ類スル堅固ノ建物ノ所有ヲ目  
的トスルモノニ付テハ六十年、其ノ他ノ建  
物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ三十年  
トス但シ建物カ此ノ期間滿了前朽廢シタル  
トキハ借地權ハ之ニ因リテ消滅ス  
契約ヲ以テ堅固ノ建物ニ付三十年以上、其  
ノ他ノ建物ニ付二十年以上ノ存續期間ヲ定  
メタルトキハ借地權ハ前項ノ規定ニ拘ラス

其ノ期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス  
第三條 契約ヲ以テ借地權ヲ設定スル場合ニ  
於テ建物ノ種類及構造ヲ定メサルトキハ借  
地權ハ堅固、建物以外ノ建物ノ所有ヲ目的  
トスルモノト看做ス  
第四條 借地權消滅ノ場合ニ於テ建物アルト  
キハ借地權者ハ契約ノ更新ヲ請求スルコト  
ヲ得  
土地所有者カ契約ノ更新ヲ欲セサルトキハ  
時價ヲ以テ建物其ノ他借地權者カ權原ニ因  
リテ土地ニ附屬セシメタル物ヲ買取ルヘキ

コトヲ請求スルコトヲ得

第五條 當事者カ契約ヲ更新スル場合ニ於テハ借地權ノ存續期間ハ更新ノ時ヨリ起算シ堅固ノ建物ニ付テハ三十年、其ノ他ノ建物ニ付テハ二十年トス此ノ場合ニ於テハ第二條第一項但書ノ規定ヲ準用ス

當事者カ前項ニ規定スル期間ヨリ長キ期間ヲ定メタルトキハ其ノ定ニ從フ

第六條 借地權者借地權ノ消滅後土地ノ使用ヲ繼續スル場合ニ於テ土地所有者カ遲滞ナク異議ヲ述ヘサリシトキハ前契約ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ借地權ヲ設定シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス

第七條 借地權ノ消滅前建物カ滅失シタル場

合ニ於テ殘存期間ヲ超エテ存續スヘキ建物

ノ築造ニ對シ土地所有者カ遲滞ナク異議ヲ述ヘサリシトキハ借地權ハ建物滅失ノ日ヨリ起算シ堅固ノ建物ニ付テハ三十年間、其ノ他ノ建物ニ付テハ二十年間存續ス但シ殘存期間之ヨリ長キトキハ其ノ期間ニ依ル

第八條 前二條ノ規定ハ借地權者カ更ニ借地權ヲ設定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第九條 前七條ノ規定ハ臨時設備其ノ他一時使用ノ爲借地權ヲ設定シタルコト明ナル場合ニハ之ヲ適用セス

第十條 第三者カ賃借權ノ目的タル土地ノ上ニ存スル建物其ノ他借地權者カ權原ニ因リテ土地ニ附屬セシメタルモノヲ取得シタル場合ニ於テ賃貸人カ賃借權ノ讓渡又ハ轉貸

ヲ承諾セサルトキハ賃貸人ニ對シ時價ヲ以テ建物其ノ他借地權者カ權原ニ因リテ土地ニ附屬セシメタル物ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第十一條 第二條、第四條乃至第八條及前條

ノ規定ニ反スル契約條件ニシテ借地權者ニ不利ナルモノハ之ヲ定メサルモノト看做ス

第十二條 地代又ハ借賃カ土地ニ對スル租税其ノ他ノ公課ノ増減若ハ土地ノ價格ノ昂低ニ因リ又ハ比隣ノ土地ノ地代若ハ借賃ニ比較シテ不相當ナルニ至リタルトキハ契約ノ條件ニ拘ラス當事者ハ將來ニ向ツテ地代又ハ借賃ノ増減ヲ請求スルコトヲ得但シ一定ノ期間地代又ハ借賃ヲ増加セサルヘキ特約アルトキハ其ノ定ニ從フ

第十三條 土地所有者又ハ賃貸人ハ辨濟期ニ

至リタル最後ノ二年分ノ地代又ハ借賃ニ付借地權者カ其ノ土地ニ於テ所有スル建物ノ上ニ先取得權ヲ有ス

前項ノ先取得權ハ地上權又ハ賃貸借ノ登記ヲ爲スニ因リテ其ノ効力ヲ保存ス

第十四條 前條ノ先取得權ハ他ノ權利ニ對シテ優先ノ効力ヲ有ス但シ國稅徵收法ニ依リ徵收スルコトヲ得ヘキ請求權、共益費用不動産保存不動産工事ノ先取得權及地上權又ハ賃貸借ノ登記前登記シタル質權抵當權ニ後ル

附 則

第十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 本法施行ノ地區ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 本法施行前設定シタル地上權又ハ賃借權ニシテ建物ノ所有ヲ目的トスルモノノ存續期間ハ既ニ經過シタル期間ヲ算入シ堅固ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ三十年、其ノ他ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ二十年トス但シ建物カ此ノ期間滿了前汚廢シタルトキハ借地權ハ之ニ因リテ消滅シ堅固ノ建物ニ付三十年ヲ超エ其ノ他ノ建物ニ付二十年ヲ超ユル存續期間ノ定アル地上權ハ其ノ期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス

建物ノ所有ヲ目的トスル地上權又ハ賃借權ニ付存續期間ノ定ナキ場合ニ於テ本法施行

前二十年以上ヲ經過シタルトキハ當事者ハ二十年毎ニ契約ヲ更新シタルモノト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

第一項ノ規定ハ臨時設備其ノ他一時使用ノ爲設定シタルコト明ナル地上權及賃借權ニ付之ヲ適用セス

第十八條 前條ニ規定スルモノヲ除クノ外本法施行ノ際現ニ存スル地上權又ハ賃借權ニシテ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付亦本法ヲ適用ス

## 二二、借 家 法

(舊法)

(大正十年四月八日  
法律第五十號)

第一條 建物ノ賃貸借ハ其ノ登記ナキモ建物ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ建物ニ付物

權ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ効力ヲ生ス

民法第五百六十六條第一項及第三項ノ規定ハ登記セサル賃貸借ノ目的タル建物カ賣買ノ目的物ナル場合ニ之ヲ準用ス

民法第五百三十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二條 賃貸借ノ期間滿了ノ後賃借人カ建物ノ使用又ハ收益ヲ繼續スル場合ニ於テ賃貸人カ遲滯ナク異議ヲ述ヘサリシトキハ前賃

賃借ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ賃貸借ヲ爲シタルモノト看做ス

第三條 賃貸人ノ解約申入ハ六月前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

六月未滿ノ期間ノ定アル賃貸借ハ之ヲ期間ノ定メナキモノト看做ス

前條ノ規定ハ賃貸借カ解約申入ニ因リテ終了シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四條 解約申入ニ因リテ終了スヘキ轉賃借アル場合ニ於テ賃貸借カ終了スヘキトキハ賃貸人ハ轉借人ニ對シ其ノ旨ノ通知ヲ爲ス

ニ非サレハ其ノ終了ヲ以テ轉借人ニ對抗ス  
ルコトヲ得ス

賃貸人カ前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ轉貸  
借ハ其ノ通知ノ後六月ヲ經過スルニ因リテ  
終了ス

第五條 賃貸人ノ同意ヲ得テ建物ニ附加シタ  
ル疊、建具其ノ他ノ造作アルトキハ賃借人  
ハ賃貸借終了ノ場合ニ於テ其ノ際ニ於ケル  
賃貸人ニ對シ時價ヲ以テ其ノ造作ヲ買取ル  
ヘキコトヲ請求スルコトヲ得賃貸人ヨリ買  
受ケタル造作ニ付亦同シ

第六條 前五條ノ規定ニ反スル特約ニシテ賃  
借人ニ不利ナルモノハ之ヲ爲ササルモノト  
看做ス

第七條 建物ノ借賃カ土地若ハ建物ニ對スル

租稅其ノ他ノ負擔ノ増減ニ因リ、土地若ハ

建物ノ價格ノ昂低ニ因リ又ハ比隣ノ建物ノ  
借賃ニ比較シテ不相當ナルニ至リタルトキ  
ハ契約ノ條件ニ拘ラス當事者ハ將來ニ向ツ  
テ借賃ノ増減ヲ請求スルコトヲ得但シ一定  
ノ期間借賃ヲ増加セサルヘキ特約アルトキ  
ハ其ノ定メニ從フ

第八條 本法ハ一時使用ノ爲建物ノ賃貸借ヲ  
爲シタルコト明ナル場合ニハ之ヲ適用セス

#### 附 則

第九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

第十條 本法施行ノ地區ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

第十一條 本法ハ本法施行前ニ爲シタル建物

ノ賃貸借ニ付亦之ヲ適用ス但シ本法施行前  
ニ賃貸人ノ解約ノ申入アリタル場合ニ於テ  
ハ賃貸借ハ既ニ經過シタル期間ヲ算入シ六  
月ヲ經過スルニ因リ終了ス

附錄 2

地代、家賃届出書式

—並に記載注意事項—

様式第一號

① 地代届

借主氏名		地代届	
所在地及面積		建物ノ用途、構造及建坪	
昭和三十二年八月四日以前ニ於ケル最後ノ取得價格及取得年月日		昭和三十二年八月五日以後地代家賃統制令施行規則第六條第一號乃至第三號ニ該當スル事情又ハ之ニ準ズル事情ニシテ土地價格ノ修正ニ付考慮セラレベキモノト認メラルル事情アリタルトキハ其ノ事實及金額其ノ他必要ナル事項	
地		地租法ニ依ル地目及賃貸價格	
地租及同附加税		地代アルニ至リタル年月日	
地代(年額)	借地權利金	敷金	借地期間自 年 月 日 至 年 月 日 地代支拂時期及方法
件係地借及代地		維持費ノ負擔區分	
其ノ他ノ特約ニシテ重要ナルモノ		其ノ他ノ特約ニシテ重要ナルモノ	
其ノ他參考トナルベキ事項		右之通及御届候	
年 月 日		地方長官宛	
届出人(貸主) 住所氏名 ㊟			

記載注意

- ① 建物ノ用途、構造及建坪ノ欄、「住宅、木造二階建、瓦葺四土坪」ノ如ク記載スルコト
- ② 昭和十三年八月四日以前ニ於ケル取得價格ナキトキ又ハ其ノ不明ナルトキ事項ノ欄ニ昭和十三年八月四日現在ニ於ケル見積價格ヲ記載スルコト
- ③ 昭和十三年八月五日以後地代家賃統制令施行規則第六條第一號乃至第三號ニ該當スル事情又ハ之ニ準ズル事情ナカリシトキハ該當欄ニ「ナシ」ト記載スルコト
- ④ 「貸賃價格」近ニ「地租及同附加税」ノ欄ニ一筆ノ土地ノ一部ノ借地ニ在リテハ面積ニ按分シテ算出記載スルコト但シ土地ノ状況其ノ他ニ依リ面積按分ニ依リ難キ事情アルトキハ適當ニ區分シテ算出記載スルコト此ノ場合ニ於テハ面積按分ニ依リ難キ事情アルトキハ該當欄ニ「ナシ」ト記載スルコト
- ⑤ 「敷金」「借地權金」又ハ「其ノ他ノ特約」ニシテ重要ナルモノ「ナキトキ」ハ該當欄ニ「ナシ」ト記載スルコト
- ⑥ 地代支拂時期及方法ノ欄「毎月末、現金、持參拂」ノ如ク記載スルコト
- ⑦ 「維持費ノ負擔區分」ノ欄、「維持費貸主負擔」又ハ「維持費貸主負擔但シ下水溝渠ノ維持費ハ借主負擔」ノ如ク記載スルコト
- ⑧ 管理人アルトキハ其ノ氏名及住所ヲ「其ノ他参考」ナルベキ事項ノ欄ニ記載スルコト

借主氏名		家賃		賃租	
所在地		竣功年月日	用途及構造	戸建別	敷地面積
主體建築費		建物		敷地面積	
		附屬設	備費計		
格價物建		造作費	計		
		總計			
家賃貸賃價格		家賃貸賃價格		家賃貸賃價格	
家屋稅及附加稅ノ合計額並ニ其ノ月割額		地代(月割額)		借地權金ヲ支拂ヒタルトキハ其ノ金額及支拂ヒタル年月日	
火災		保險契約會社		保險契約金額	
保險料及其ノ月割額		保險料及其ノ月割額		保險料及其ノ月割額	
家賃		家賃		家賃	
敷金		敷金		借家權金	
修繕費ノ負擔區分		修繕費ノ負擔區分		修繕費ノ負擔區分	
借家條件		借家條件		借家條件	
其ノ他参考トナルベキ事項		其ノ他参考トナルベキ事項		其ノ他参考トナルベキ事項	
右之通及御届候		右之通及御届候		右之通及御届候	
年月日		年月日		年月日	
地方長官宛		地方長官宛		地方長官宛	

⑨ 家賃租 (1) 及 (2) 三掲グル借家ニ該當セザル借家ハ本様式ニ依ルモノトス



- 記載注意**
- ① 用途及構造ノ欄ニ貸住宅、木造二階建、瓦葺ノ如ク記載スルコト
  - ② 戸建別ノ欄ニ「戸建」又ハ「何戸建」ノ如ク記載スルコト
  - ③ 「建坪及延坪」ノ欄ハ附屬設備タル物置等ノ建物ノ建坪ヲ含メテ記載スルコト
  - ④ 「附屬設備費及造作費」ノ欄ハ「門何圓」「塹何圓」ノ如ク内譯ヲ記載スルコト其ノ不明ナルトキハ該當欄ニ「不明」ト記載スルコト
  - ⑤ 主體建築費 附屬設備費及造作費ノ區分ノ不明ナルモノニ在リテハ總計ノミヲ記載シ該當欄ハ何レモ不明ト記載スルコト
  - ⑥ 家屋賃付價格未決定トモノハ該當欄ニ「未決定」ト記載シ「家屋賃及同附加税」ノ欄ハ「ナシ」ト記載スルコト
  - ⑦ 「地代」ノ欄ハ持地上ノ借家ヲ在リテハ地代相當ト認ムル額ヲ「地代相當額」トシテ記載スルコトヲ得ルコト
  - ⑧ 火災保險契約ナキトキハ「保險契約會社」及「保險契約金額」ノ欄ニ何レモ「ナシ」ト記載スルコト此ノ場合ニ於テハ「保險料及其ノ月割額」ノ欄ニ附近ノ同種又ハ類似ノ建物ノ普通ノ契約保險料ノ例ニ依リ保險料相當ト認ムル額及其ノ月割額ヲ「保險料相當額」トシテ記載スルコトヲ得ルコト
  - ⑨ 敷金、借家權利金若ハ其ノ他ノ特約ニシテ重要ナルモノナキトキ又ハ借家權利金若ハ受益者負擔金ヲ支拂ヒタルコトナキトキハ該當欄ニ夫々「ナシ」ト記載スルコト
  - ⑩ 「修繕費ノ負擔區分」ノ欄ハ「修繕費貸主負擔」又ハ「修繕費貸主負擔但シ疊、建具ノ修繕費ハ貸主借主折半負擔」ノ如ク記載スルコト
  - ⑪ 「家賃ノ支拂時期及方法」ノ欄ハ「毎月末、現金、持參拂」ノ如ク記載スルコト
  - ⑫ 全部改築及ハ附屬移築ノモノニ在リテハ其ノ旨ヲ「其ノ他參考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
  - ⑬ 植樹、庭園等ノ事情ハ必要アリト認ムルトキハ之ヲ「其ノ他參考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
  - ⑭ 管理人アトキハ其ノ氏名及住所ヲ「其ノ他參考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト

① 家賃用 (ニ該當スルモノヲ除キ下宿屋、共同住宅其他之ニ類スル借家ハ本様式ニ依ルモノトス)

所在地	竣功年月日	戸建別	居室數及其ノ面積	建築物		格價		其他	家賃借及料室			件	備考 其ノ他 キナル													
				主體建築費	附屬設備費	造作費	總計		家屋賃價格	家屋賃及同附加税ノ合計額並ニ其ノ月割額	地代(月割額)			借地權利金支拂ヒタルキハ其ノ金額及支拂ヒタル年月日	火災保險契約會社	保險料及其ノ月割額保險料	一能總計ノ室料月額	内								
居數及其ノ面積	竣功年月日	戸建別	敷地面積	建坪及延坪	建物名稱	主體建築費	附屬設備費	造作費	總計	家屋賃價格	家屋賃及同附加税ノ合計額並ニ其ノ月割額	地代(月割額)	借地權利金支拂ヒタルキハ其ノ金額及支拂ヒタル年月日	火災保險契約會社	保險料及其ノ月割額保險料	一能總計ノ室料月額	内	費	供	費	目所要(見込)金額備考	修繕費ノ負擔區分	室料ノ支拂時期及方法	其ノ他ノ特約ニシテ重要ナルモノ	室料了ルニ至リタル年月日	

右之通及御届候  
年 月 日  
届出人(貸主)住所氏名

地方長官宛

各室室料調査書

階	室名	坪數	室料室名			坪數	室料
			坪數	室名	坪數		
一階							
二階							
何階							

備考 本冊ニハ左ノ様式ニ依ル「各室室料調査書」ヲ添附スルコト

(注意) (イ) 室名ハ別ニ添附セル間取ヲ示ス平面略圖ト符合スルヲ要スルコト  
(ロ) 室料ハ何圖以内又ハ疊一枚當リ何圖ト記載スルコトヲ得

記載注意  
① 「二館總計ノ室料月額」ノ「内譯」ノ「館室料」ノ欄ハ「二館總計」ノ室料月額ヨリ「供養費」月額額ヲ控除シタル額ヲ記載スルコト  
② 「供養費」ノ欄ハ貸主ノ負擔スル供養ニ要スル費用ノ費目及所要金額(月額額)ヲ記載シ備考ニ於テ其ノ説明ヲ加フルコト

(記載例)

費目	所要金額	備考
電氣料	圓 〇	共同部分電氣料
瓦斯代	圓 〇	共同部分瓦斯代
水道料	圓 〇	全館ノ水道料
浴場費	圓 〇	隔日使用
計	圓 〇	

③ 供養ニ要スル費用ノ全部又ハ一部ヲ室料ト別途ニ徴收スルモノニ在リテハ「室料」ノ支拂時期及方法「ノ欄」ニ毎月未、現金拂但シ、室ノ電氣料及瓦斯代ハ別途徴收ノ如ク記載スルコト  
④ 一室居住者ノ數ニ依リ室料ヲ増減スル定其ノ他之ニ類スル特別ノ定アルモノハ之ヲ其ノ他備考トナルベキ事項「ノ欄」ニ記載スルコト  
⑤ 其ノ他様式第一號(ロ)ノ記載注意ニ同シ

㊦ 家賃 届 (三室以下ノ貸室ノ借家ハ本様式ニ依ルモノトス)

家賃 届	所在地		用途及構造		戸建別		建物		間		代		其ノ他備考トナルベキ事項
	坪數	室名	坪數	室名	坪數	室名	坪數	室名	坪數	室名	坪數	室名	

右之通及御届候  
年 月 日  
届出人(貸主) 住所 氏名 ㊦  
地方長官宛

記載注意

① 一室居住者ノ數ニ依リ間代ヲ増減スル定其ノ他之ニ類スル特別ノ定アルモノハ之ヲ「其ノ他備考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト  
② 賄付間貸ニシテ間代ト賄付トヲ区分セザルモノニ在リテハ其ノ区分セザル額ヲ「間代」ノ欄ニ記載スルト共ニ賄付間代ナル旨ヲ「其ノ他備考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト  
③ 當該建物ガ借家ナルトキハ其ノ家賃及借家ノ條件ヲ「其ノ他備考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト  
④ 其ノ他様式第一號(ロ)ノ記載注意①乃至③ニ同シ

様式第三號

① 借地調書

借主氏名		所在地及面積	建物ノ用途、構造及建坪	地租法ニ依ル地目及賃貸價格	地租及同附加税	地代(年額)	現在ノ地 敷金 借地期間自 年 月 日 至 年 月 日 地代ノ特約ニシテ重要ナルモノ 維持費ノ負擔區分	條件	地代ノ ①自 年 月 日 圓 ②自 年 月 日 圓 至 年 月 日 圓	沿 革 ③	其ノ他參 考トナル ベキ事項
------	--	--------	-------------	---------------	---------	--------	-----------------------------------------------------------------	----	----------------------------------------	----------	----------------------

①「地代ノ沿革」欄ハ最近十年間ニ於ケル地代ノ沿革ヲ記載スル

② 當該土地ノ昭和十三年八月四日現在ニ於ケル見積價格ヲ「其ノ

他參考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト

尙當該土地方昭和十三年八月四日以前ニ於テ買其ノ他ノ有價

行爲ニ因リ取得セラレタルモノナルトキハ其ノ最後ノ取得價格

及取得年月日ヲ非記スルコト

③ 其ノ他様式第一號⑦ノ記載注意①及①乃至⑦ニ同シ

② 借家調書

本様式ニ依ルモノトス

借主氏名		所在地	竣功年月	用途及構造	戸建別	建坪及建坪	家屋賃貸價格	家屋税及同附加税ノ合計額並ニ其ノ月割額	他ノ 地代(月割額)	借主氏名	現在ノ 家賃 敷金 借家權利金	家賃及 修繕費ノ負擔區分	借家條件 家賃ノ支拂時期及方法 其ノ他ノ特約ニシテ重要ナルモノ	家賃ノ ①自 年 月 日 圓 ②自 年 月 日 圓 至 年 月 日 圓	沿 革 ③	其ノ他參 考トナル ベキ事項
------	--	-----	------	-------	-----	-------	--------	---------------------	---------------	------	--------------------------	-----------------	---------------------------------------	----------------------------------------	----------	----------------------

①「家賃ノ沿革」欄ハ最近五年間ニ於ケル家賃ノ沿革ヲ記載スル

② 建築費ノ判明セルモノ(其ノ内譯トシテ主體建築費、附屬設備費

及雜作費ノ區分ノ判明セルモノハ其ノ内譯ヲ附シ)ハ之ヲ「其ノ

他參考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト

尙増築又ハ改造ヲ爲シタルモノニ在リテハ其ノ年月、費用、増

築又ハ改造ノ内容其他ノ事項ヲ併記スルコト

③ 當該建物ニ付最近ニ於ケル取得價格アルトキハ其ノ價格取得年

月日ヲ「其ノ他參考トナルベキ事項」欄ニ記入スルコト

④ 當該建物ニ付火災保險契約アルトキハ保險契約會社、保險契約

金額及保險料(月割額)並ニ保險料ノ割引アルトキハ其ノ割引額

(月割額)ヲ「其ノ他參考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト

⑤ 其ノ他様式第一號⑦ノ記載注意①乃至⑦、①乃至①及①

ニ同シ

② 借家調書 (三) 三該當スルモノヲ除キ下宿屋、共同住  
宅其ノ他之ニ類スル借家ハ本様式ニ依ル  
モノトス)

借家調書		所在地		竣功年月	用途及構造	戸建別	敷地面積	居室數及其ノ面積	家屋賃價格	家屋稅及同附加稅ノ合計額並ニ其ノ月割額	地代 (月割額)	債權利息又ハ受取者對總金ヲ支拂ヒタルトキハ其ノ種類、支拂ヒタル金額 及支拂ヒタル年月日	一館總計ノ室料月額	純室料	費日	所要金額	備考	内	供	益	費	計	敷金	修繕費ノ負擔區分	室料ノ支拂時期及方法	其ノ他ノ特約ニシテ電要ナルモノ	其ノ他參 考トナル ベキ事項
------	--	-----	--	------	-------	-----	------	----------	-------	---------------------	----------	------------------------------------------------	-----------	-----	----	------	----	---	---	---	---	---	----	----------	------------	-----------------	----------------------

備考  
本調書ニハ様式第一號①ノ備考ノ様式ニ依ル「各室室料調書」ヲ添  
附スルコト

記載注意

- ① 「一館總計ノ室料月額」ノ内譯「純室料」ノ欄ニハ一館總計ノ  
室料月額ヨリ供養費ノ月割額ヲ控除シタル額ヲ記載スルコト
- ② 「供養費」ノ欄ハ貸主ノ負擔スル供養ニ要スル費用ノ費目及所要  
金額(月割額)ヲ記載シ備考ニ於テ其ノ説明ヲ加フルコト

(記載例)

費目	所要金額	備考
電氣料	圓	共同部分電氣料
瓦斯代	圓	共同部分瓦斯代
水道料	圓	全館ノ水道料
浴場費	圓	風呂日使用
計	圓	錢

- ③ 供養ニ要スル費用ノ全部又ハ一部ヲ室料ト別途ニ徴收スルモノ  
ニ在リテハ「室料」ノ支拂時期及方法「ノ欄」ニ毎月未現金拂但シ室  
ノ電氣料及瓦斯代ハ別途徴收「ノ如ク記載スルコト
- ① 一室居住者ノ數ニ依リ室料ヲ増減スル定其ノ他之ニ類スル特別  
ノ定アルモノハ之ヲ「其ノ他參考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スル  
コト
- ④ 建築費ノ判明セルモノ(其ノ内譯トシテ主體建築費、附屬設備費  
及造作費ノ區分ノ判明セルモノハ其ノ内譯ヲ附シ)ハ之ヲ「其ノ他  
參考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
- 尙増築又ハ改造ヲ爲シタルモノニ在リテハ其ノ年月、費用、増築  
又ハ改造ノ内容其ノ他ノ事項ヲ併記スルコト
- ⑤ 當該建物ニ付最近ニ於ケル取得價格ヲルトキハ其ノ價格及取得  
年月日ヲ「其ノ他參考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
- ⑥ 當該建物ニ付火災保險契約ヲルトキハ保險契約會社、保險契約  
金額及保險料(月割額)並ニ保險料ノ割引ヲルトキハ其ノ割引額  
(月割額)ヲ「其ノ他參考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
- ⑦ 其ノ他様式第一號⑥ノ記載注意①乃至③、④、⑤乃至①及⑥  
ニ同ジ



記載注意

- ① 「二館總計ノ室料月額」ノ内譯ノ欄ハ「二館總計ノ室料月額」ヲ  
 供養費ノ月額額ヲ控除シタル額ヲ記載スルコト
- ② 「供養費」ノ欄ハ貸主ノ負擔スル供養ニ要スル費用ノ費目及所要  
 金額(月額額)ヲ記載シ備考ニ於テ其ノ説明ヲ加フルコト

(記載例)

費用	所要金額	備考
電氣料	圓 〇	共同部分電氣料
瓦斯代	圓 〇	共同部分瓦斯代
水道料	圓 〇	全館ノ水道料
浴場費	圓 〇	隔日使用
計	圓 〇	

- ③ 供養ニ要スル費用ノ全部又ハ一部ヲ室料ト別途ニ徴收スルモノ  
 ニ在リテハ「室料ノ支拂時期及方法」ノ欄ニ「毎月末、現金拂但シ  
 室ノ電氣料及瓦斯代ハ別途徴收」ノ如クスルコト
- ④ 一室居住者ノ數ニ依リ室料ヲ増減スル定其他之ニ類スル特別ノ  
 定テルモノハ之ヲ「其ノ他參考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載ス  
 ルコト
- ⑤ 建築費ノ判明セルモノ(其ノ内譯トシテ主體建築費、附屬設備費  
 及造作費ノ區分ノ判明セルモノハ其ノ内譯ヲ附シ)ハ之ヲ「其ノ  
 他參考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
- ⑥ 尙増築又ハ改造ヲ爲シタルモノニアリテハ其ノ年月、費用、増  
 築又ハ改造ノ内容其ノ他ノ事項ヲ併記スルコト
- ⑦ 當該建物ニ付最近ニ於ケル取得價格ヲルトキハ其ノ價格及取得  
 年月日ヲ「其ノ他參考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
- ⑧ 當該建物ニ付火災保險契約ヲルトキハ保險契約會社、保險契約  
 金額及保險料(月額額)並ニ保險料ノ割引ヲルトキハ其ノ割引額  
 (月額額)ヲ「其ノ他參考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
- ⑨ 其ノ他様式第一號⑨ノ記載注意①乃至⑧、⑩乃至⑪及⑫  
 ⑬  
 ⑭  
 ⑮  
 ⑯  
 ⑰  
 ⑱  
 ⑲  
 ⑳  
 ㉑  
 ㉒  
 ㉓  
 ㉔  
 ㉕  
 ㉖  
 ㉗  
 ㉘  
 ㉙  
 ㉚  
 ㉛  
 ㉜  
 ㉝  
 ㉞  
 ㉟  
 ㊱  
 ㊲  
 ㊳  
 ㊴  
 ㊵  
 ㊶  
 ㊷  
 ㊸  
 ㊹  
 ㊺  
 ㊻  
 ㊼  
 ㊽  
 ㊾  
 ㊿

地農・屋家・地主と制統

昭和十六年七月十五日 印刷  
 昭和十六年七月二十日 發行

定價 一圓九十錢

著者 高橋一心  
 東京市目黒區向原町二七八

發行者 森下才一郎  
 東京市赤坂區青山北町四ノ六三

印刷者 今井譽利  
 東京市御田區町二ノ二二

發行所 多摩書房  
 東京市赤坂區青山北町四ノ六三  
 電話 青山三〇一〇番  
 振替東京一〇二二七四番

配給元 日本出版配給株式會社  
 東京市神田區淡路町二ノ九

好 評 ・ 新 刊 書 目

フリードリッヒ・エレボー著・澤田牧二郎・佐藤洋譯

世界大戦下の獨逸農業生産

本書は、ドイツ農政學界の權威によつてなされた大戦下に於けるドイツ農業生産事情の記述である。わが戦時下農業經營に示唆多き名著!!  
 編列上製函入 二・〇〇

松原一夫著〔日本先覺者叢書第一編〕

先覺 佐藤 信淵

農政學者であり、國學者であり、思想家であり、又急進的國防論者であるわが幕末の先覺者、佐藤信淵の全貌をつたへる刻下必讀の書!!  
 B列六號美裝 一・八〇

麻木米次郎著・御木本隆三序〔口繪寫眞入〕

評傳 ジョン・ラスキン

ラスキンの名を知らぬ人はあるまい。本書はラスキン研究に半生を傾けた著者の心血の勞作。ラスキン傳は本書によつて初めて完成された!!  
 四六判美裝 二・五〇

山下一夫著〔附世界十四作家寫眞並に小傳〕

世界農民小説名作物語

世界農民のこの過ましい生活をみよ!! 今や農民への關心は近代人の缺くべからざる歌聲の一つである。初夏絶好の讀物!!  
 小山慶一氏裝 四六判美裝 一・五〇

東京市赤坂區 多摩書房 振替東京 一〇二一七四番  
 山北町四ノ三六

※ 品切れの際は直に本社宛に注文下さい







◎ 定價一圓九十錢